

六 タイ・仏印国境紛争への調停問題

671

昭和15年4月19日

有田外務大臣より
在タイ村井公使宛（電報）

日タイ間に敵国不援助義務を包含する新条約

締結方訓令

本省 4月19日発

第六四號（極秘）

「英「タイ」間ニ侵略ノ危険ナキ現状ニ於テ不可侵條約締結ノ理由ハ諒解シ難ク其ノ主眼トスル處ハ戰爭ノ場合ニ於ケル敵國不援助義務ヲ約セシムルニアリト思考セラレ右ハ英國ガ中立國ノ對獨取引禁壓ノ爲「タイ」ニモ相當壓迫ヲ加ヘ居ル事情ニ基クモノト想像セラルルヲ以テ此上共眞相突止方努力アリ度

「タイ」ガ我國トノ條約ヲ差置キ交戰國タル英國ト僅々三週間に以テニ調印セントスルハ東亞ニ於ケル英國ノ立場及日「タイ」兩國關係ヲ顧慮セザル嫌アルノミナラズ不援助義務ハ萬一日英戰爭ノ場合英國ノタメ好意的中立ヲ約スルモノニシテ右ガ其ノ儘調印公表セラルルニ於テハ我國輿論ヲ刺戟シ日「タイ」及日英關係ニ重大影響ヲ及ボスベキハ當然ナリ

二、但シ今日トナリテハ右ヲ阻止スルコト不可能トスルモ前記不援助規定ハ我方ニ事實上適用ナカラシムル要アリ然レ共我方カ徒ニ英「タイ」條約ヲ阻碍セントノ感觸ヲ英國側ニ與フルコトモ亦面白カラザルニ付右目的ヲ達スル爲日「タイ」間ニモ批准條項ヲ有スル條約ヲ締結スルコトトシ至急具體的交渉ヲ開始シ出來得レバ英「タイ」調印前已ムナクバ同時ニ調印致度所存ナリ

就テハ至急總理ニ面會ノ上我方今回提案ノ條約成立前英「タイ」條約成立セバ共ニ東亞ニ國ヲナシ相倚リ相扶ケテ東亞ノ安定及平和ニ寄與スベキ立場ニアル兩國從來ノ傳統的友好關係ニモ鑑ミ我國輿論ニ及ボス影響面白カラズト思考スルヲ以テ至急此際日本トノ間ニ條約ヲ締結スルコトトシ日本トノ條約ヲ最初ニ調印スルコト望マシク且緊要ナル所以ヲ充分御申入相成最短期間内ニ本件交渉完結スベク努力セラレ度

三、條約案ハ別電^{（別電）}ノ通りイ領土尊重並ニ友好及平和ノ確認（ロ）共通利害問題ニ關スル友好的接觸及イ戰爭ノ場合ニ於ケル敵國不援助義務ヲ内容トスルモノナルガ案文中不侵略規定ヲ有セザル點多少問題トナルベキモ不侵略條約ハ日

本ハ何國トモ締結セルコトナク又輒近不侵略條約ハ頻頻トシテ蹂躪セラレ居リ旁右ノ如キ文句ハ兩國現在ノ親交關係ニ鑑ミ避ケ度キコト、「領土尊重」「友好平和ノ確認」ハ實質上不侵略ト變リナキコト等ノ趣旨説明ノ上本案ニヨル妥結方極力御努力相成度

四、萬一英「タイ」間條約中我方トノ條約案ニ有セザル規定等アリテ後日問題トナルコトアラバ面白カラザルヲ以テ我案提出竝ニ交渉進行ト竝行シ可然方法ニテ可成速ニ此點確メラレ度ク尙條約案審議ニ際シテハ案文中ニ經濟提携若ハ資源開發ニ關スル原則的取極ヲ挿入スベシトノ主張アリタルモ此際一應第二條共通利害問題ニ關スル規定ヲ以テ經濟問題ヲ「カヴァー」セシムルコトトセリ右御含アリ度

五、尙我案提出ノ際英「タイ」條約案寫入手方試ミラレ度ク（入手ノ上ハ至急電報アリ度シ）右不可能ノ場合ハ可然方法ニテ内容御確メ相成度シ又我方提案ハ内容ニ付意見ノ合致アル迄英側ニ通報セシメザル様先方ノ注意ヲ喚起シ置カレ度

672

昭和15年4月23日

在タイ村井公使より
有田外務大臣宛（電報）

タイ外相代理へ日タイ間新条約締結方提議について

バンコク

発

本省 4月23日後着

☆
第八五號（至急）

本使ハ二十二日總理ニ會見ヲ求メタルモ病氣ノ爲面會スル能ハズ止ムナク其ノ指定ニ依リ「デレク」外相代理ニ會見訓令ノ趣旨ニ基キ特ニ英「タイ」協定ノ發表ハ日「タイ」國交ヲ危殆ナラシムルノ惧アル旨ヲ強調シ之ヲ救フ爲日本政府モ貴國ト同種ノ協定ヲ結フコトニ決定シタルカ右ハ英「タイ」協定前少クトモ之ト同時ニ成立セシムル要アル旨力説シタル處同外相代理ハ我方ノ態度ヲ大イニ多トシ能フ限り我方ノ希望ニ副フ可キ旨表明シタリ

同代理ノ談ニ依レハ英「タイ」協定ハ英公使ノ爪哇ヨリノ歸來ヲ待チテ即チ約二週間後ニ調印スル豫定ナルガ佛國モ又同時調印ノ希望ニテ（但シ國境問題片ツク迄ハ批准セサル了解ノ下ニ調印スル由）交渉中ナル由ナルカ必要ニ應シ

之ヲ延期スルコト可能ナルヘシト述ヘ次テ本使ノ請求ニ應シ英「タイ」協定案ヲ手交セルニ付右別電ス^{（省略）}

御送附ノ我方案文ハ交渉ノ便宜上猶提出ヲ差控ヘ置キタルニ付英「タイ」協定文御検討ノ上何等訂正ヲ要スルモノアラハ至急御回電アリ度ク其ノ上先方ヘ提出スルコトト致シタシ

尙右英「タイ」協定ト内容殆ト同一ナル案文ヲ數日前田村武官ヘ海軍部長「シン」ヨリ提示シ申出テ來レル所ニ依レバ日本側ニ於テ異議ナクハ直ニ調印ノ用意アリト云フ

~~~~~

673

昭和15年4月23日

在タイ村井公使より  
有田外務大臣宛（電報）

### 日本および英仏両国との新条約締結に関する

### タイ政府の意向につき観測報告

バンコク

発

本省 4月23日夜着

☆  
第八七號（至急、極秘）

本使ノ「タイ」國側ノ眞意ニ關スル觀察左ノ通り

「タイ」國ハ最近一般國際關係ノ惡化ニ鑑ミ強國間（例ヘハ

日英）ノ戰爭ニ捲込マレ其ノ獨立ヲ危クスルノ危險ヲ痛感シ豫メ中立地位ヲ確保セント腐心シ居レルコトハ弱國タル「タイ」國トシテハ當然ノコトニシテ現ニ佛國ヨリノ申出アリタル前右ニ關シ側面ヨリ我方ニ探リヲ入レ來レル事實アリ

歴史的關係ヨリ見ル時佛國ハ「タイ」國側ノ恨ノ的トナリ居リ又日「タイ」關係ニ危惧ヲ感シ居タルハ想像ニ難カラス、從テ歐洲ニ於ケル難局ニ直面シ居ル現在「タイ」國ニ對シ本件申入ヲ爲セルハ何等異トスルニ足ラサル所ナリ、一方「タイ」國側ハ佛國ノ申出其ノモノニハ好意ヲ有スルモノトハ考ヘラレサルモ此ノ機會ヲ利用シ前記中立地位ノ確保ヲ圖ラントセルモノナルヘシ、而シテ其ノ對象ト爲セルハ日、英、佛ナルコト申迄モナシ

唯從來本使ノ少シク不審ニ感シタルハ此ノ目的ヨリセハ日本トノ協定ニ最モ重キヲ置クヘキ筈ナルニモ拘ラス「タイ」側ノ我方ニ對スル態度ハ少クトモ公式ナル協定ニ於テハ比較的冷淡ナリシコトナリ、然レトモ翻テ考フルニ此ノ種協定ノ締結ヲ哀願スルカ如キ態度ハ獨立國トシテノ體面上敢テ爲シ得サリシ所ナルヘク恐ラク英國側ニ對シテモ我

方ニ對スル以上ノ態度ハ執ラサリシモノト思考ス、然ラハ何故ニ英國ハ斯ク急速ニ「タイ」側ノ申出ニ應シタルヤト言ハハ歐洲ノ情勢上中立國ノ好意ヲ集ムル必要モアリタルヘキモ主眼ハ寧ロ敵國不援助條項挿入ニ依リ「タイ」國カ敵國陣營(日本)ニ抱込マルルコトヲ防止シ得ルコトニ想到シタルコトニ在ルヘシ

斯ク考フレハ英「タイ」間ノ話合力最近急ニ進展セルハ英國側ニテ之ニ乘氣ニナレル結果ニシテ「タイ」側工作ニ依ルモノトハ認メラレザルナリ

「タイ」國トシテハ日英孰レノ側ノ誤解乃至反感ヲ招クヲ欲セス而シテ之ヲ防ク最善ノ方法ハ日、英、佛三國ト協定ヲ結フコトナルハ勿論ナルカ日本カ協定ヲ結フコトヲ欲セス獨リ英佛側ト協定成立スル場合ハ日本側ニ好感ヲ與ヘサルハ「タイ」國ハ百モ承知ノコトト思考ス、乍併自己ノ中立確保ノ要望ト強國ト此ノ種ノ對等條約ヲ結フコトニ依リ「タイ」國當局ノ「プレスエイジ」向上ノ魅惑ハ強國ヨリ壓迫ヲ蒙リタル記憶猶新ナル「タイ」國政治家ニハ我々ノ想像スル以上ニ強キモノアルヲ以テ(曩ノ會見ノ際外相代理ハ本使ニ對シ「タイ」國カ歐洲強國ト斯ル協定ヲ結ビ得

ルコトトナレルコトハ great thing ナラスヤト述ヘタル事實アリ)多少日本側ノ不興ヲ買フ虞アレハトテ餘程ノコトナクシテハ到底英佛側トノ協定締結ヲ斷念スルコト能ハサルヘシ若シ夫レ東洋ノ平和ヲ顧念スルト言フカ如キ遠大ノ思想ニ至リテハ未タ彼等ニ「アツピール」スル力ナシト言フヘシ



674

昭和15年4月24日

在タイ村井公使より  
有田外務大臣宛(電報)

日タイ間新条約締結に関するわが方希望に  
きる限り応じる旨をタイ総理回答について

バンコク

発

本省 4月24日前着

本使ハ二十三日改メテ總理ニ會見ヲ求メ前日「デレック」外相代理ニ申述ヘタルト同様ノ趣旨ヲ申入レタル處總理モ大イニ我方ノ態度ヲ多トシ調印期日モ一、二箇月ノ延期ハ困難ナラサルヘシトノ意ヲ仄カシ出來得ル限り我方ノ希望ニ副フ様努ムヘシト述ヘタリ

編注 本電報は電報番号不明。

675

昭和15年5月31日

在タイ村井公使より  
有田外務大臣宛(電報)

欧州戦争に対するタイ政府の意向につき報告

バンコク 5月31日後発  
本省 6月1日前着

第一二九號(極秘)

貴電第一〇〇號ニ關シ(歐洲戰ニ對スル「タイ」國政府ノ意嚮探查ノ件)

一、歐洲戰ノ當國ニ對スル影響トシテハ未タ表面ニ表ハレタル事象ナク又當國官邊ノ要人モ言議ヲ慎ミ如何ナル感想ヲ有スルヤ付度スルニ由ナキモ彼等トシテモ獨ノ進攻ニ依リ至大ノ衝擊ヲ受ケタルハ推察スルニ難カラス

二、當國文化政治經濟ニ對スル英ノ傳統的支配力依然強ク現政府力實體上全體主義的思想傾向ニギル<sup>アカ</sup>ニ拘ラス未タ「デモクラシー」ノ國體ヲ捨テ得サルカ如キ矛盾其ノ一例ナルカ右ノ如キ内部的矛盾ハ英ノ敗色濃化スル場合現在ノ國粹主義的運動ヲ一段ト強化スルカ如キ反動ヲ齎ス

可能性アルヘシ歐洲戰擴大カ英ノ當方面ヨリノ經濟的退却ヲ伴フ場合右反動ハ一層顯著ナルモノアルヘク(歐洲戰對策トシテ「ミツシヨン」ヲ日本及南米(主タル目的ハ日本ナリト稱ス)ニ派遣スルノ議目下經濟省(親日的傾向強シ)ニ於テ審議進捗中ナリ)他方當國官民ノ一部ニハ英ノ長年ニ亘ル「ブレドミナンス」ニ對スル反感潛在シ居ルヲ以テ前記反動ハ同時ニ反英風潮ヲ漸次表面化スルカ如キコトナルヤモ計ラレス

三、<sup>(2)</sup>外交政策ノ根本ハ從來英佛ノ間ニ介在シ獨立ヲ維持スルニアリタルヲ以テ親英佛政策ハ蓋シ不可避ナリシ處最近ノ國際不安殊ニ日支事變以來ハ單純ナル親善政策ニ一歩ヲ進メ英佛ニ加フルニ日ヲ以テシ日英佛ノ「バランス」ニ依ル永久中立思想生レ來レリ目下交渉中ノ不侵略條約ニ對スル「タイ」側思想ノ根柢亦茲ニアルヘキ處今後ノ英佛衰退ハ日本ノ存在ヲ一層鮮明ニスル作用アルヘク英佛「バランス」思想ヲ去リ進ンテ對日依存ニ變換スル可能性増大スヘシ

四、蘭印ニ對スル貴大臣聲明ハ南洋ニ對スル帝國ノ決意ヲ示スモノトシテ當國官民ニ深刻ナル感銘ヲ與ヘ居リ今後英

ノ敗色愈加ハル場合我方ノ當國ニ於ケル立場ハ一層有利  
ヲ加フルモノト觀測セラル

五、尙獨ノ進撃ニ伴ヒ英佛ノ宣傳ハ一層熾烈トナリタルモ格  
段ノ反響ナキ模様ニシテ各新聞モ歐洲戰ニ付論評ヲ加フ  
ルモノ多カラス



676 昭和15年6月12日 調印

### 日タイ友好和親條約

付記一 右條約調印に關する外務省発表

一 右條約調印に關する情報部長談話

友好關係ノ存續及相互ノ領土尊重ニ關スル

日本國「タイ」國間條約

大日本帝國天皇陛下及「タイ」國皇帝陛下ハ

日本國「タイ」國間ノ傳統的友好關係ヲ再確認シ且之ヲ益

強固ナラシムルノ眞摯ナル希望ニ均シク促サレ

東亞ノ平和及安定ガ兩國ノ均シク顧念スル所ナルコトヲ確

信シ

條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク各其ノ全權委員

ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

外務大臣正三位勳一等有田八郎

「タイ」國皇帝陛下

日本國駐劄特命全權公使「ナイト、グラント、クロ  
ス、オヴ、ザ、モスト、ノープル、オーダー、オヴ、  
ザ、クラウン、オヴ、タイランド」「ピア、シー、  
セナ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナ  
ルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

#### 第一條

締約國ハ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スベク且兩國間ニ存在ス  
ル永久ノ平和及無窮ノ友好關係ヲ茲ニ再確認ス

#### 第二條

締約國ハ生ズルコトアルベキ共通ノ利害問題ニ關シ情報ヲ  
交換シ及協議スル爲互ニ友好的接觸ヲ保ツベシ

#### 第三條

締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリ攻撃ヲ受クル場  
合ニハ他方ハ攻撃セラルル締約國ニ反シテ右第三國ヲ援助

セザルコトヲ約ス

第四條

本條約ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ「バ  
ンコック」ニ於テ交換セラルベシ

第五條

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベク且同日ヨリ五  
年間引續キ效力ヲ有スベシ

締約國ノ何レノ一方モ本條約ヲ終了セシムルノ意思ヲ右五  
年ノ期間滿了ノ六月前ニ他方ニ通告セザル場合ニハ本條約  
ハ締約國ノ何レカノ一方ガ右通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ノ  
期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年六月十二日即チ佛曆二千四百八十三年三月十二  
日、西曆千九百四十年六月十二日東京ニ於テ本書二通ヲ作  
成ス

有 田 八 郎

ピア、シー、セナ

(付記一)

日タイ友好和親條約調印に關する外務省發表

(昭和十五年六月十二日)

本十二日午前十時外務大臣官邸に於て有田外務大臣と在京  
タイ國公使<sup>ビヤ・シ・セナ氏</sup>との間に友好關係の存續及相  
互の領土尊重に關する日本國タイ國間條約の調印が行はれ  
た。

本條約は日タイ間の傳統的友好關係を確認し之を益々強固  
ならしめ以て東亞の安定及平和に貢獻せんか爲に日タイ兩  
國間に締結せられたものである。其の要領は(一)締約國相互  
の領土尊重並に平和及友好關係の確認(二)兩國共通の利害問  
題に關する情報交換及協議(三)締約國の一方が第三國より攻  
撃せらるる場合に於ける該第三國不援助義務を約したものだ  
である。本條約は五年の有効期間を有し批准書交換の日よ  
り效力を發生することとなつてゐる。

(付記二)

日タイ友好和親條約調印に關する情報部長談

(昭和十五年六月十二日)

今般日タイ兩國間に友好和親條約の調印を見るに至つたこ

とは寔に慶賀に堪へない。由來日タイ兩國は共に東亞に國をなす東洋民族の國家として極めて友好親善の關係にあつたことは周知の事實である。

殊に滿洲事變の當時タイ國が帝國に示した好意は我か國民の多とする所であり、他方タイ國に於ける民族意識の興隆、國民運動の勃興には我か官民としても常に同情と支援を吝まず、同國か其の國際的不平等地位を脱却するための努力に協力し昭和十二年には同國と完全なる平等の立場に於て通商航海條約を締結したる如き其の顯著な例である。兩國の緊密關係は其の後益々其の度を加へつつあつたか、此の傳統的友好關係を確認し之を一層鞏固ならしむる爲に本十二日兩國間に友好和親條約の調印を見た次第である。

抑々本條約締結の提議はタイ側よりなされ在バンコク村井公使をして交渉に當らしめ妥結の運びに至つたのである。

當初不可侵條約の締結を希望も表明せられたか、我方は前述の如く從來兩國の親交關係に鑑み又不可侵條約は最近の前例に依るも今日の日タイ關係に必しも適當ならざるものがあるのて寧ろ相互協力に重きを置き今回發表の如き要領の内容を持つ條約を締結したのである。本條約に於ては領

土の尊重並に平和及友好關係の確認、共通の利害問題に關する情報交換及協議及敵國不援助義務が規定せられてゐるか、是に依り日タイ兩國は今後來るべき世界の新情勢に際しても其の友好關係をして磐石の堅きに置き相共に東亞並に世界の安定及繁榮に貢獻し得るものと信ずる。

尙タイ國は他方に於て英國及佛蘭西と不可侵條約を交渉しつつある模様であるか帝國としては是等とは無關係に終始獨自の立場より前記條約の締結を交渉し來つたものである。

677 昭和15年6月12日

在タイ村井公使より  
有田外務大臣宛(電報)

### タイと英仏西國との不可侵條約および日タイ 新條約の成立に關するタイ政府發表振り報告

バンコク 6月12日後發

本 省 6月13日前着

第一四二號(至急)

當國對英佛不侵略條約ハ本日外務省ニ於テ調印セラレタリ「タイ」政府ハ日本トノ間ニモ同時ニ友好中立條約東京ニテ調印セラレタル旨發表且以上諸條約ハ締約國ノ領土保全

及戦争ノ場合ノ第三國不援助義務ヲ規定シ「タイ」國不斷ノ平和意思ノ表現ニ外ナラス現在歐洲戦争トハ何等關係ナキ旨聲明セリ

678

昭和15年9月11日 大橋外務次官  
在本邦アンリ仏国大使「会談」

仏印に対するタイの失地回復要求を抑制方  
アンリ大使がわが方へ要請について

「タイ」國軍ノ佛印進入問題ニ關スル九月十一日

大橋次官、在京佛國大使會談要領

十一日佛國大使大橋次官ヲ來訪、最近「タイ」國軍事「ミツシヨン」河内ニ至リ日佛印交渉ノ模様ヲ尋ネタルニヨリ佛印側ヨリ交渉ノ一部ヲ話シタルニ「タイ」側ハ日本軍佛印進駐ノ場合「タイ」國軍モ佛印ニ進入スヘキ旨述ヘタルカ其ノ後盤谷ニ於テハ失地回復ノ「アジ」ヲ行ヒ支那側モ亦佛印進入ノ模様アリ斯テハ收拾出來サル事態トナルニ付日本政府ヨリ「タイ」側ニ對シ右企圖ヲ思ヒ止ル様斡旋方申出タリ依テ次官ヨリ我方ハ佛印側方現地交渉ヲ遷延シツツアリトノ印象深キ處我方前記ノ如キ斡旋ヲ爲サハ佛側

ハ現地交渉ヲ促進スルヤト問ヘルニ大使ハ佛側遷延ノ意思ヲ否定シ「タイ」カ思止マラハ現地交渉ハ促進セラルルモノト考フルモ保障ハ出來サル旨述ヘタルニ依リ次官ヨリ此ノ點政府ニ確メラレ度シト述ヘタルモ大使ハ斯カル時間ノ餘裕モナシトテ「タイ」ヘ勸告アリ度キ旨頻リニ繰返し居タリ

679

昭和15年9月12日 大橋外務次官  
在本邦アンリ仏国大使「会談」

仏印に対するタイの失地回復要求はわが方と  
何ら關係なき旨アンリ大使へ回答について

佛印問題ニ關スル九月十二日大橋次官・佛大使  
會談要領

十二日午後三時半大橋次官ヨリ「アンリー」大使ノ來訪ヲ求メ(一)泰國ノ佛印ニ對スル態度ノ問題ト日本對佛印ノ問題トハ何等ノ關係ナキコト及(二)佛印總督ハ軍事問題ノ現地交渉ニ於テ殊更ニ遷延策ヲ弄シ居ル處「ヴィシー」政府ハ果シテ佛印總督ヲ完全ニ統御シ其ノ行動ニ付責任ヲ負ヒ得ルヤ直ニ「ヴィシー」政府ニ問合ハサレ度キ旨述ヘタルニ大

使ハ十二日「バンコック」ヨリ電報ニ依レハ「タイ」國駐在ノ日本陸軍武官ハ頻リニ「タイ」國ヲ使囑シテ失地回復運動ヲ起サセ居ル由ニテ「タイ」國ノ態度ト日本對佛印ノ問題トハ關係アリト云ヒタルニ依リ次官ハ我方ノ調査ニテハ左様ノ事實絕對ニ無シト應酬シ置キタリ

編 注 『日本外交文書 日中戦争』第四冊第181文書参照。

680 昭和15年11月5日

### 対タイ施策に関する四相會議決定の要旨

對泰國施策ニ對スル四相會議決定要旨(十一月五日)

「ルアン・シン」ノ來朝ヲ求メ極秘ノ含ニテ左記程度ノ口頭諒解ヲ遂クルモノトス

(一)泰國ノ失地回復要求ニ對シ好意的考慮ヲ拂フ殊ニ「ルアン・プラバン」及「パクセ」地方ノ失地回復ニツキ佛印關係ト睨合セ適時泰佛(佛印ヲ含ム)間ニ斡旋方考慮スルモノトス

(二)泰國ヲシテ東亞新秩序建設ニ協調ノ實ヲ擧ケシム

(イ)日泰提携ヲ圓滑ニ實行シ得ルカ如ク泰國内機構ヲ漸次改革セシム

(ロ)各般ノ協力事項ニ關シ協議實行ス

(ハ)滿洲國ノ承認ヲ實行セシム

(ニ)日本ノ所要物資ヲ確保スル爲「バーター」協定ノ外産業開發ヲ含メタル廣義ノ經濟協定ヲ締結ス

(四)日泰友好條約ノ批准ヲ促進ス

681 昭和15年11月14日 在タイ淺田(俊介)臨時代理公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

タイにおいて親英米傾向が深まりつつあると  
の情報について

付 記 昭和十五年十一月二十二日、作成局課不明

「英米「タイ」軍事密約説ニ關スル件」

バンコク 11月14日後発  
本省 11月15日前着

第二九九號(至急、極秘)

情報局員ノ確實ナル内報ニ依レハ最近政府要人屢々會合外交問題協議中ノ處是等協議ノ一般動向ハ親英米傾向濃厚ナ

リト謂フ右ハ「プロム」ノ報告ニ依リ日本ノ對「タイ」態

度カ「タイ」希望ト合セス佛印國境問題ニ關シ(一)日本ハ抽象的ナル同情ハアルモ積極的ニ「タイ」ヲ支援スル意思無

キコト(二)日本ノ南進策ハ「タイ」ノ安全ヲ脅カスコト(三)

「ルーズベルト」ノ三選ニ依リ太平洋、英米合作ハ鞏固ト

ナリ日本ノ立場ハ不利トナルヘシ等ノ觀測アルニ依ル

一方英米兩公使「プリンス、ヴァンベル」「ブラデイツ」

間ニ左記要旨ノ三國祕密諒解立案サレ居レリト謂フ

(一)「タイ」ハ英米ノ南太平洋共同防衛ニ參加ス

(ロ)米ノ參戰ノ場合ハ「タイ」ハ英米側ニ參戰又ハ日獨伊

ト斷交ス

(ハ)日英米戰争ノ際「タイ」ハ英米ニ海空軍基地ヲ提供食

料品等供給ヲ確保ス

(二)イ)米ハ「タイ」ノ借款申込ニ應ス

(ロ)「タイ」ノ佛印失地回復實現ヲ援助ス

(ハ)米ハ「タイ」ニ軍需品及技術員ヲ供給ス

(ニ)英領馬來及緬甸ハ「タイ」トノ軍事共同防衛協定ヲ結

フ

(ホ)緊急時ニ於テ米ハ沿岸防備ニ必要ナル若干ノ海空軍ヲ

提供ス

(ハ)本諒解成立ノ上ハ直ニ「タイ」ニ軍需品購入ニ要スル

二千萬弗ノ「クレヂット」ヲ與フ

(付記)

英米「タイ」軍事密約說ニ關スル件

(一五、一一、一二)

一、本月十七日「バンコック」發同盟電ハ最近在本地英米公

使ト「タイ」國政府トノ間ニ軍事密約成立セリトノ風説

ヲ傳ヘ右密約ノ内容トシテ「タイ」國ハ英米ノ南太平洋

共同防衛ニ參加シ英米ハ「タイ」國ニ對シ佛印失地回復

ヲ支持スルト共ニ軍需品供給、借款供與等經濟的援助ヲ

約シタリト報ジタルガ在「タイ」淺田代理公使ヨリモ之

ヨリ先同趣旨ノ情報アル旨電報アリタリ

二、依テ淺田代理公使ニ對シ真相探知方ヲ命ジタルニ同代理

公使ノ報告ニ依レバ本件真相ハ未ダ不明ナルモ「ピブ

ン」總理兼外相ハ極力事實ヲ否定シ恰モ同代理公使ガ殊

更ニ前記同盟電ヲ打電セシメタルカノ感想ヲ以テ問合セ

來リタル由ニテ又重ネテ同總理ハ「タイ」國ノ態度ノ不

變ナルヲ力説シ假令英米側ヨリコノ種提案アリトスルモ  
受付クル意思ナキコトヲ確言セル趣ナリ

三、一方米國側ニ於テモ「ウェルズ」國務次官ハ十八日ノ新聞記者團トノ會見ニ於テ本件事實ヲ否定シ右報道ノ裏ニ日本側ノ「何カ深慮遠謀」アルヤニ思ハルト述べ英國側ニ於テモ「バトラー」外務次官ヨリ重光大使ニ事實無根ノ旨傳へ來レルガ十九日政府ノ名ヲ以テ右流説ヲ無根ナリトシ右ハ恐ラク英米ノ出方ヲ知ラントシテ故意ニ流布セラレタル「デマ」ナルベシト公表セリ

682

昭和15年11月21日 四相會議決定

「泰國ノ失地恢復幹旋ニ關聯スル對泰竝ニ對  
佛印施策ノ件」

(十一月二十一日 四相會議決定)

泰國ノ失地恢復幹旋ニ關聯スル對泰竝ニ

對佛印施策ノ件

方 針

帝國ハ速ニ泰、佛印間ヲ幹旋調停シ泰ノ失地恢復ニ協力ス

(欄外記入)

ルコトニ依リ日泰緊密關係ヲ確立スルト共ニ佛國ヲ利導シテ佛印ニ對スル帝國勢力ノ進出擴充ヲ圖リ以テ帝國ノ大東亞ニ於ケル指導的地位ノ確立ニ資セントス

實施要綱

一、對泰施策

泰ヲシテ速ニ我方要求(十一月五日四相會議決定)ヲ容認セシメ速ニ「ルアン普拉バン」及「パクセ」ノ失地恢復幹旋ニ着手スルト共ニ右以外ノ失地(特ニ英領)恢復ハ將來ノ考慮ヲ約ス尙右ニ關聯シ經濟的援助及ヒ武器供給ヲモ考慮ス

(備考)

泰ニシテ我方要求ニ對シ曖昧ナル態度ヲ執ル場合ハ日佛印關係緊密化ヲ促進シ南部佛印ニ對スル帝國勢力ノ進出、對佛印武器供給、對泰武器供給ノ停止、將來惹起スルコトアルヘキ日泰關係ノ惡化ヲ仄カス等ノ手段ニ依リ我方要求ヲ容認セシム

二、對佛印施策

(イ)佛印ニ對シテハ泰ノ失地恢復要求ノ局限、爾余佛印領土保全ニ對スル支援ヲ條件トシ「ルアン普拉バン」及

「バクセ」兩地域ノ泰領編入ヲ容認セシムルト共ニ南部佛印ニ於ケル日佛印間軍事的協力ヲ認メシムル如ク施策ス

(備考)

- イ、佛印ニシテ我方要求ニ應セサル場合ニハ要スレハ顯ハニ援泰ノ態度ニ出テ又ハ英米ノ對泰積極工作竝ニ佛印南部ニ對スル英ノ積極的施策ニ對スル共同對抗策ノ要アルヲ示唆スルト共ニ更ニ要スレハ經濟協定遲延ヲ理由トシ松岡「アンリー」協定廢棄ヲ仄ス等所要ノ壓力ヲ加フルモノトス
- ロ、泰ニシテ我方要求ヲ峻拒スル如キ場合ニハ日泰關係上佛印ヲ全面的ニ支援スルノ態度ヲトリ積極的ナル軍事的協力ヲ行フ如ク施策ス
- (ロ)對佛交渉ニ當リテハ其ノ概要ヲ獨(伊)ニ通告シ且ツ要スレハ佛本國ニ對スル獨ノ壓力ヲ利用シ佛政府ヲ誘導セシムルコトアリ

(欄外記入)

泰ガ我方要求ヲ容認セバ兩地ノ失地回復ヲ斡旋ストノ申入訓令

二十日夜發電濟

683

昭和15年12月26日 大本營政府連絡懇談會決定

「泰及佛印ニ對シ採ルヘキ帝國ノ措置」

泰及佛印ニ對シ採ルヘキ帝國ノ措置

昭和十五年十二月廿六日連絡會議決定

一、方針

速ニ日泰間ニ密接不離ノ關係ヲ設定スルト共ニ佛印ニ對シテハ強硬ナル態度ヲ以テ機宜所要ノ威壓ヲ加ヘ我方要求ヲ容認セシメ且ツ泰、佛印間ノ國交調整ヲ促進ス

二、要綱

(イ)速ニ日泰間ニ政治軍事協定及經濟協力協定交渉ヲ開始ス

(ロ)速ニ佛印ニ關スル日佛交渉ヲ開始シ帝國ノ經濟的、軍事的、政治的要求ヲ提示シ就中經濟的要求ノ即時容認竝ニ泰、佛印國境紛争ノ解決ヲ要求ス

佛ニシテ應セサル場合ハ我方主張貫徹ノ爲松岡「アンリー」協定ノ破棄ヲ豫定シ之ニ伴フ所要ノ措置ヲ講ス

ルモノトス

(註)

(イ)及(ロ)ニ關スル具體的措施ニ付テハ別途決定スルモノトス

684

昭和16年1月17日  
在タイ二見(甚郷)公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

仏印との国境紛争に關シタイ首相がわが方の  
援助を要望について

バンコク 1月17日後発  
本省 1月18日後着

第二一號(大至急、極祕、館長符號拔)

貴電第六號ニ關シ

一、本十七日「ピブン」ヲ往訪先ツ御來示ノ次第二依リ我方  
トシテ「タイ」ニ對スル支援的態度ハ毫末モ變更無ク絶  
對的ニ我方信頼有リテ可然時節柄種々英米側ノ策動有ル  
ヘキモ之ニ惑ハレサル様希望スル旨申入レタルニ對シ  
「ピブン」ハ自分トシテハ日本ニ對スル信頼ノ念ハ寸毫  
モ變リ無シ然レ共日本ノ要望スル協定ニ對シ佛カ應諾セ

サル事ハ「タイ」ニ對スル最近ノ佛印ノ態度ニ依リ明カ  
ト成リタリ佛國ハ國境方面ニ大兵ヲ集中シ「タイ」モ之  
ニ對シ折角準備ヲ進メ茲當分ノ間ハ防禦シ得ルモノトハ  
信シ居ルモ形勢ハ日ニ惡化ノ一路ヲ辿リ二、三週間内ニ  
最後の「カタストロフヒ」ノ來ルニアラサルヤヲ危惧  
セラル現ニ本日只今入電ニ依レハ佛海軍ハ暹羅灣ニ侵入  
目下「タイ」海軍ト交戦中ニシテ「タイ」砲艦「ドンブ  
リ」ハ火災ヲ起シ焰燒中又「タイ」爆撃機佛艦「ルモン  
ピケ」ニ爆撃ヲ加ヘツツアリ尙昨夜佛機盤谷市製油廠附  
近ニ近付キタルモ幸撃退スルヲ得タリ惟フニ是等佛印ノ  
攻撃態勢ハ日本カ「タイ」ニ對シ武器供給其ノ他ニ於テ  
好意ハ有スルモ進ンテ武力の援助ノ意思無キヲ知り先  
シテ「タイ」軍ニ壊滅の打撃ヲ與ヘントスルモノニアラ  
サルカ先ニ「ガロー」ヨリ停戦會議ヲ馬尼刺ニテ開催方  
申入有リ又過日米國務卿ヨリ在米「タイ」公使ニ對シ國  
境事件ニ關シ米トシテ何カ御役ニ立ツ事アラハトノ申入  
有リタルモ自分トシテ右ノ如キ言ニ耳ヲ藉ス意思無ク其  
ノ儘放置シ有リト述ヘタリ

三、以上「ピブン」所言ニ對シ本使ハ其ノ甚タ眞面目ニシテ

聊カノ虚言無シトノ印象ヲ受ケタリ即チ日本ニ信頼スト  
言フハ日本ニ倚存スル以外面目ヲ保チ此ノ「カタストロ  
フィー」ヲ救フ途ナク紛争調停ト云フモ結局停戦以上何  
等失地回復問題ニ及フヘカサルヲ率直ニ肯定シタルモ  
ノト認ムヘシ但「ピブン」ハ前記ノ如ク日本ハ「タイ」  
ニ對シ好意ハ有スルモ武力援助ノ意思ナシト佛印ハ考ヘ  
居レリ」ト云ヒ又「形勢ハ日ニ惡化ス」ト云ヘルハ客年  
往電第三一三號以降既ニ二箇月ニ垂ントシ何等此處ニ成  
果ノ表面化セルモノナキニ對シ其ノ心細キ感情ヲ披瀝セ  
ルモノト認ムヘシ誠ニ形勢ノ惡化ハ「ピブン」所言ニ俟  
ツ迄モナク前電所報ノ通りニシテ今ヤ佛印側ニ於テ或種  
ノ意圖ノ下ニ積極的攻撃ヲ開始セントスルヤノ兆略々明  
カニシテ結果恐ルヘキモノアルハ累次電稟ノ通りナリト  
ス本件ニ關シ御決定最速急ナルヲ要スルハ勿論目下ノ差  
迫レル事態ニ鑑ミ先ツ不取敢停戦ノ調停ハ寸刻ヲ競フモ  
ノト思考セラル而シテ調停後ニ於ケル「ピブン」ノ誠意  
即チ諸般ノ約束ノ勵行ニ付テハ自ラ適當ノ策ヲ講シ得ヘ  
キモノト信セラル

685

昭和16年1月18日

在タイ二見公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

# 英米との借款問題に関するタイ首相の説明振

## り報告

バンコク 1月18日前発

本 省 1月18日後着

第二二號(至急、極秘、館長符號扱)

往電第二一號「ピブン」ト會談ノ際英米ノ策動ニ關聯該外  
債問題ニ及ヒタル處「ピブン」ハ目下「タイ」カ軍備擴張  
ニ伴ヒ財政的問題ニ悩ミツツアルハ事實ニシテ先ニ外務省  
顧問「ドルケアー」離任ノ際米側ヨリノ借款ニ付「サウン  
ド」方委囑セルコトアリタルモ其ノ後日「タイ」接近ノ報  
漸次表面化スルニ及ヒ右借款談モ其ノ儘立消トナリタリ目  
下大藏省顧問「ドル」英ヨリノ借款話ヲ持出シ「プラシツ  
ト」及「カノール」個人的ニ之ト折衝一昨水曜大藏省側ヨ  
リ議案閣議ニ上程ヲ見タルモ自分ハ之ヲ「チエツク」シタ  
リ

本使ヨリ曩ニ英國外務次官ハ在英「タイ」公使ニ對シ何等  
申入ヲナシタル由ナル由聞及ヒ居ル處右ハ右借款問題ニ關

係アリヤト尋ネタルニ「ピブン」ハ之ヲ否定英外務次官ハ最近「タイ」カ日本ニ護謨、錫ヲ多量ニ賣リツツアルコトニ對シ抗議の申入ヲナシタルモノニシテ又別ニ國境問題ニ關係アル次第ニハ非スト答ヘタリ

尙最近「ピブン」ハ目下軍事公債一千萬「チカル」募集ヲ完了セルモ之以上内債負擔力ナシト附言セリ



686

昭和16年1月18日

在タイニ見公使より

松岡外務大臣宛(電報)

### タイ・仏印国境紛争調停に関する具体案回示

#### 方請訓

バンコク 1月18日前発

本省 1月18日夜着

第二四號(極秘、館長符號抜、大至急)

往電第二一號ニ關シ

一、本十七日夜中「ワニット」「ピブン」ノ旨ヲ受ケ來訪本

日本使「ピブン」往訪後英公使「デイレク」ヲ訪問左ノ

趣意申入レタル旨傳フ

(イ)佛印軍艦某艦長新嘉坡總督ニ對シ「タイ」佛印間ノ調

停方依頼佛印トシテハ「ルアン普拉バン」及「パクセ」ノ讓渡ニ異議ナシ但シ面目問題トシテ「メコン」河ノ島嶼及「タイ」ノ領土ノ小部分トノ交換ノ建前ヲ採ラレタシ

(ロ)英ハ右佛ノ申入ヲ基礎トシテ調停應諾ノ用意アリ「タイ」ノ意嚮承知シタシ

二、「ワニット」ハ右英公使ノ申出ヲ傳フルト共ニ「ピブン」ノ立場ニハ御同情願フト前提シ本使ノ意見承知シタシト言フ右ニ對シ本使ヨリ追テ意見申添フヘキモ兩三日中英ヘノ回答差控ヘラレタキ旨申入レ置キタリ

三、惟フニ英公使ノ所謂佛某艦長ノ申入ナルモノカ果シテ佛正統政府ノ意嚮ナリヤ必スシモ明カナラスト雖モ兎ニ角調停問題ニ對シ或種ノ策謀進行シ英カ一役買ヒ居ルハ事實ト認ムル外ナク英公使申出力全然根ノナキコトトハ考ヘ得ラレス

四、而シテ「ワニット」カ「ピブン」ノ立場ニハ御同情願フト言ヘルハ甚タ含蓄アルモノト認ムヘク或ハ本日ノ「シヤム」灣ニ於ケル海戦ト同様陸上ニ於テモ「タイ」軍ハ相當苦戦ニ在ルニアラサルカ果シテ然ラハ「ピブン」ト

シテハ彼ノ所謂最後の「カストロフイー」ヲ直ニ「カ  
タストロフイー」タラシメサル爲此ノ際失地回復ハ二ノ  
次トシテモ先ツ以テ停戦ヲ希望セサルヲ得サル立場ニ在  
ルヘシ況ヤ佛印側ニ於テ問題ノ「ルアン普拉バン」「パ  
クセ」返還ノ用意アリト仄シ居ルニ於テ爾餘ノ問題ハ何  
トカ糊塗ノ途モアルヘク「ビブン」トシテ一應之ニ耳ヲ  
傾クルハ蓋シ當然カト思料セラル

五、右ノ如キ事態ニ處シ「ワニツト」ノ申出ニ對シ從來ノ我  
方建前ニ依リ我方ノ誠意ニ信賴英公使ノ申出ハ拒絶スヘ  
シト答フルハ容易ナルモ之ヲ以テ問題解決ヲ爲スコトヲ  
得ス戰鬪ハ現ニ海上陸上ニ於テ繼續中ニシテ右ニ對スル  
「ビブン」ノ心境ノ動搖ハ我方ノ支援的態度ハ終始變ラ  
スト云フカ如キ抽象的聲明ヲ以テ鎮靜シ得ヘキモノニア  
ラス

六、依テ本使トシテ不取敢前記ノ通り兩三日ノ猶豫ヲ求メ置  
キタリ就テハ前電ノ通り國境調停ニ對スル具體案竝ニ停  
戦ノ調停方至急御決定ノ上「ビブン」ニ對シ本使ヨリ確  
然タル回答ヲ爲シ得ル様兩三日中ニ御回訓相煩度シ

~~~~~

687

昭和16年1月19日 大本營政府連絡懇談會決定

「泰佛印紛争調停ニ關スル緊急處理要綱」

泰佛印紛争調停ニ關スル緊急處理要綱

昭和十六年一月十九日

大本營政府連絡會議決定

一、方針

泰ヲシテ英國ノ居中調停ヲ拒絶セシムルト共ニ帝國ハ兩
國ニ對シ所要ノ威壓ヲ加ヘ紛争ノ即時解決ヲ圖ル

二、泰ニ對スル措置

(一)失地問題ニ關聯シ日本ガ從來採リ來リタル居中調停ノ

立場ニ鑑ミ英國側ノ申出ヲ拒絶セシム

(二)日本ハ佛印ヲ壓迫シ即時停戦セシムルコトヲ保障ス

(三)好機ヲ捉ヘ日泰間新協定特ニ軍事協定取極メニ關スル

原則的諒解ヲ取付ク

三、佛印ニ對スル措置

(一)直チニ佛本國及佛印當局ニ對シ即時停戦方申入ル

(二)前項居中調停ニ對スル帝國ノ態度トシテハ英國等ヘノ
調停依頼ハ松岡「アンリー」協定ノ趣旨ニ違反スルノ

昭和16年1月24日

タイ・仏印国境紛争へのわが国の調停提議に
関する情報局発表

付記 南洋局第二課作成「タイ」、佛印国境紛争調

停會議議調書（作成日不明）より抜粋

仏国に対する右提議仮訳

泰・佛印国境紛争ニ關スル帝國政府ノ調停申入

ニ關スル情報局發表

昭和十六年一月二十四日

泰國及佛國政府ハ今般泰佛印國境紛争ニ關スル帝國政府ノ
停戰及紛争調停申入ヲ受諾セリ

ミナラス極東ノ安定大東亞新秩序ノ建設竝ニ支那事變
處理ニ重大ナル關係モアリ帝國ノ斷シテ默視シ得サル
趣旨ニ據ルコト

(三) 右ニ伴ヒ佛印ニ對シ所要ノ威壓行動ヲ開始ス
威壓行動及武力行使ニ關シテハ別ニ定ム

(終)

泰國ニ於ケル失地恢復運動ノ氣運發生以來泰佛印間ノ關係
緊張ノ一途ヲ辿リタルニ付帝國政府ハ大東亞ノ安定靜謐ト
東亞民族ノ共存共榮ヲ顧念シ斯カル問題ハ干戈ニ訴フルコ
トナク平和裡ニ解決セラレンコトヲ欲シ必要ナル措置ヲ施
シ來レルモ不幸ニシテ其ノ後遂ニ泰佛印間ニ武力鬭争ヲ見
ルニ至レリ而シテ佛國側ニ對シテハ十二月初旬在京「アン
リー」大使ヲ通シ非公式ニ紛争解決ニ關シ調停ノ用意アル
旨申入レ置キタリ

然ルニ其後事態ハ沈靜解決ノ方向ニ進マサルノミナラス最
近ニ於テハ兩國ノ戰鬭益々擴大セラレ前途頗ル憂慮スヘキ
モノアリト認メラルルニ至リシヲ以テ一月二十日松岡外務
大臣ヨリ佛泰兩國政府ニ對シ戰鬭行為ノ即時停止及居中調
停ニ關スル帝國政府ノ提議ヲ正式ニ申入レタル處今般右申
入ニ對シ佛泰兩國政府ハ夫々受諾ノ旨ヲ回答シ越セリ

(付記)

覺書(英文)假譯

現下ノ一般狀勢ニ鑑ミ、日本國政府ハ客年十二月二日爲シ
タル提議ヲ茲ニ繰返シ提出セントノ目的ヲ以テ、佛國政府

ニ對シ申入ヲ行フコトニ決シタリ。

日本國政府ハ佛國政府ガ前回日本側申入ノ趣旨ヲ了解セルト同様今回モ亦之ヲ了承シ、佛領印度支那、「タイ」國間居中調停ノ申出ヲ受諾セラレンコトヲ希望ス。

更ニ日本國政府ハ右調停ノ先決條件トシテ佛領印度支那及「タイ」國當局ニ於テ直ニ戰鬪行爲ヲ停止セラレンコトヲ希望スルモノナリ。

而シテ「タイ」國政府ニ對シテモ右ノ同趣旨ノ申入ガ行ハルベキハ言ヲ俟タズ。

編 注 本覚書は、昭和十六年一月二十日午前十二時に松岡外

相より在本邦アンリ仏国大使へ手交された。

~~~~~

689 昭和16年1月25日

「大東亞共榮圈內ノ紛争ニ第三國ノ容喙ハ無用」との松岡外相議會答弁

大東亞共榮圈內ノ紛争ニ第三國ノ容喙ハ無用

一月二十五日松岡外相ハ衆議院ノ豫算總會ニ於テ森田福市

氏ノ質問ニ答ヘ帝國政府ノ所信ヲ闡明シタ。

答辯内容 我ガ政府ノ「ヴィシーフランス」政府ト泰國政府ニ申入レタ停戰及ビ日本ノ居中調停ニヨル紛争解決、コノ項目ヲ非公式ニ私ガ申入レタノハ昨年十一月<sup>(十一日)</sup>デス。ソノ時フランス政府ノ方ハ斷ツテ參ツタノデアリマス。何故斷ツタカトイフコトハ外交上ノコトデ祕密ノ話デアリマスカラ、私ハココデ述べル自由ヲ持ツテアラヌガ、少クモイツテ差支ナイト思ハレル一ツノ理由ハ「フランス」政府ハ餘リ大事ニハナラヌデアラウ、カウ考ヘテラツタノデアル。私ハコノママ放ツテ置ケバ非常ニ憂フベキ狀態ニ發展スル可能性ガ相當濃厚デ早ク我ガ國ノ調停デ問題ヲ解決シタ方ガイイト意見ヲ述べタガ、「フランス」ノ方カラアレハ大袈裟ニ傳ツテキルノデ大シタ事ニハナラントイツテヨツタ。コノ觀方ガ一ツノ理由デソノ當時ハ見合セタ。絶エズソノ後ノ形勢ノ推移ヲ注視シテキタガ、「フランス」トシテハ第一負ケナイ。ソレカラ泰ガ主張シテキル「ルアンプラバン」、「パクセ」、「コレガ一九〇七年ノ條約デ失ツタ土地デアル。サウイフモノヲ容易ニ讓ルコトヲ欲シナイ。カカル考ヘカラ容易ニ調停ニハ應ジナカツタ。而シテ調停受諾ニ

至ラシメルマデ相當某々國ノ調停ノ策謀モアツタノデアル。

一時ハ或ハソノ方ガ却ツテ成功シハセヌカトサヘ危マレタ。

シカシ調停ナラ誰ガシテモイイヂヤナイカトイフ論ガアル

カモ知レナイガコノ方ノ調停ハ第一ニワガ國ノ鼻ヲアカシ

我ガ國ノ南方ニオケル勢力ヲ少シデモ減殺シヨウトイフ目

的ヲ以ツテ動イタモノノヤウニ見エルノデアル。コレハ斷

ジテ許スコトハ出來ヌノデアル。殊ニ昨日ノ櫻井君ノイハ

レルヤウニワレワレハコノ大東亞共榮圈ノ中デ、ヨソノ國

ガ認メヨウト認メマイトワレワレハ指導權ヲ有ツテキルト

信ジテヲリ、マタ三國同盟ニモソノコトハ明カデアル。コ

レヲ基礎トシテ徹頭徹尾我ガ國ノ南方ニ對スル進展ハ行ハ

レルノデアル。コノ大東亞共榮圈內ニオケル紛爭ニ對シテ

ハ我々ハ重大ナ關心ヲ當然持ツモノデアリ、マタ現内閣モ

持ツテキル。ソノ大東亞共榮圈ニオケルコノ種紛爭ニツイ

テ日本ヲ差措イテ他ノ國ガ調停等致ス事ハ斷ジテ許サレナ

イ。コノ點ハ私ガ今マデ申述ベタ交渉ノ道程ニオイテモ兩

國ニ對シテ明カニシテアル<sup>(ノ大カ)</sup>デアル。幸ニ我々オ互ノ主張ノ

アル通り大東亞共榮圈ニオケル指導權、又從ツテカカル紛

爭ニ對シテハ日本ガ調停スベキデアルトイフ目的ガ漸ク達

シテ御同慶ニ感ズル次第デアル。

690 昭和16年1月29日

タイ・仏印國境紛争の停戦斡旋のため代表派遣に関する情報局発表

付記 南洋局第二課作成「タイ」、佛印國境紛争調

停會議調書（作成日不明）より抜粋

右停戦成立の経緯

泰・佛印間停戦斡旋ノ爲ノ帝國代表ニ關スル  
情報局發表

昭和十六年一月廿九日

泰國・佛領印度支那國境紛争ノ停戦交渉ハ西貢洋上帝國軍艦內ニ於テ開催セラルルコトトナリ帝國政府ハ左記代表ヲ同會議ニ出席セシムルコトトナリタル旨兩國政府ニ通告シタリ

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 總領事 | 林  | 安   |
| 同   | 蓑田 | 不二夫 |
| 同   | 淺田 | 俊介  |

(付記)

|      |        |
|------|--------|
| 陸軍少將 | 澄田 睐四郎 |
| 陸軍大佐 | 田村 浩   |
| 海軍大佐 | 鳥越 新一  |
| 同    | 中堂 觀惠  |

西貢停戰會議ハ右ニ依リ一月廿九日午後八時ヨリ西貢港ニ碇泊中ノ帝國軍艦「名取」艦上ニ於テ開始セラレ卅一日ニ至リ我方ノ提示ニ係ル停戰條件ニ基キ日、佛、「タイ」三國全權間ニ大要左記内容ノ停戰協定ノ締結ヲ見タリ。

一、「タイ」、佛印兩軍ハ「一月廿八日午前十時(地方時間)ニ於ケル實際ノ位置ヨリ原則トシテ夫々十軒後退スルモノトス」(第一條)

二、兩國ノ海軍艦船ハ相互ニ「暹羅灣海岸ニ於ケル兩國々境標柱ト東經百二度四十分ト北緯十一度トノ交會點トヲ結ブ線及該交會點以南ハ該交會點ヲ越スル經度ニ應スル線」ヲ通過セザルモノトス。(第二條)

三、兩國ノ軍用飛行機ハ相互ニ相手國ノ領空ヲ犯サズ且ツ第一條及第二條ニ依リ決定セラレタル線ノ後方更ニ十軒ニ

劃セラレタル線前方ニ進出セザルモノトス。(第三條)

四、「軍隊ノ撤退ハ停戰協定署名調印ノ時日ヨリ七十二時間以内ニ完了セラレベキモノトス」。(第四條)

五、停戰ハ「一月廿八日ヨリ起算シ二週間トシ、右期間終了前ニ紛争ノ終局的解決條件ヲ取決メラルベキモノトス。

尤モ前記期間内ニ紛争ノ終局的解決ヲ見ザルトキハ停戰ノ狀態ハ關係三國政府ノ共同ノ合意ニ依リ延長スルコトヲ得」。(第六條)

六、日本側停戰委員ハ「停戰ニ關スル諸規定ノ實行ヲ監督」シ(第七條)、佛、「タイ」兩國政府ハ「停戰監督ニ關スル日本委員ノ任務遂行ニ關シ一切ノ便宜ヲ與フルモノトス」。(第八條)

尙同日三國委員間ニ大要左ノ如キ内容ノ議定書作成署名セラレタリ

一、「タイ」國政府及佛領印度支那總督府ハ「停戰ニ關スル協定ニ署名調印ノ後直チニ其ノ如何ナル方法ニ依リ行ハルモノナルヲ問ハズ敵對又ハ惡意ノ宣傳ヲ停止セシムベキコトヲ約ス」

二、「發生スルコトアルベキ事故ノ解決ヲ容易ナラシムル

爲「日本士官、佛國士官及「タイ」國士官各一名ヨリ  
成ル混合委員會ヲ組織ス。

三、(其他「タイ」、佛印間海洋交通及郵便、電信ノ直接交通  
ノ再開等ニ關シ規定セラレタリ)。

斯クテ「タイ」佛印間ニ停戦成立セルヲ以テ、國境紛爭解  
決ニ關スル調停會議ハ可及的速ニ東京ニ於テ開催セラルル  
コトトナレリ



691 昭和16年1月30日 大本營政府連絡懇談會決定

### 「對佛印、泰施策要綱」

付記一 昭和十六年一月三十日

「對佛印泰施策要綱ニ關スル覺」

二 昭和十六年二月一日

松岡外相の内奏要旨

對佛印、泰施策要綱

昭和十六年一月三十日

大本營政府連絡會議決定

## 第一 目的

大東亞共榮圈建設ノ途上ニ於テ帝國ノ當面スル佛印、泰ニ  
對スル施策ノ目的ハ帝國ノ自存自衛ノ爲佛印、泰ニ對シ軍  
事、政治、經濟ニ互リ緊密不離ノ結合ヲ設定スルニ在リ

### 第二 方針

一、帝國ハ速ニ佛印及泰ニ對スル施策ヲ強化シ目的ノ貫徹ヲ  
期ス

之カ爲所要ノ威壓ヲ加ヘ已ムヲ得サレハ佛印ニ對シ武力  
ヲ行使ス

二、本施策ハ英、米ノ策謀ヲ排シ敏速ニ之ヲ強行シテ成ルヘ  
ク速ニ目的ヲ概成ス

### 第三 要領

一、帝國ハ失地問題處理ヲ目標トスル佛印、泰間紛爭ノ居中  
調停ヲ強行シ之ヲ契機トシテ帝國ノ佛印、泰兩地域ニ於  
ケル指導的地位ヲ確立スル如ク施策ス

二、泰ニ對シテハ成ルヘク速ニ日、泰協定ヲ締結シ佛國ニ對  
シテハ經濟交渉ノ速決ヲ圖ルト共ニ機ヲ見テ日、佛印間  
結合關係ヲ増進スヘキ一般の協力並佛印、泰間紛爭防止  
ノ保障及日、佛印間通商交通擁護ヲ目的トスル軍事的協  
力ニ關スル協定ヲ締結ス

右協定ニ於テ充足セラルヘキ帝國ノ政治的及軍事的要求  
左ノ如シ

イ、佛國ヲシテ佛印ニ關シ第三國ト一切ノ形ニ於ケル政  
治的軍事的協力ヲ爲ササルコトヲ約セシム

ロ、佛印特定地域ニ於ケル航空基地及港灣施設ノ設定又  
ハ使用竝之カ維持ノ爲所要機關ノ設置

ハ、帝國軍隊ノ居住、行動ニ關スル特別ナル便宜供與  
三、政、戰、兩略ノ妙用ヲ期スル爲速ニ所要ノ作戰準備ヲ整フ  
ルト共ニ武力行使ノ時機ハ豫メ機ヲ失セス之ヲ定ム

四、交渉ノ經過ニ應シ適時威壓ヲ増大シ目的ノ達成ニ勉ム  
右威壓行動ニ對シ佛印カ武力ヲ以テ抵抗セハ當該部隊ハ

武力ヲ行使スルモ之ヲ強行ス  
五、佛國カ紛争解決ニ應セサル場合ニハ佛印ニ對シ武力行使

ヲ豫定シ其ノ發動ハ別ニ決定セラルルモノトス  
協定締結ヲ拒否スル場合ニ於ケル武力行使ハ豫メ之カ準

備ヲ爲スモ其ノ發動ハ當時ノ情勢ニ依リ決定ス  
右武力行使ハ佛國ヲシテ我要求ニ聽從セシムルヲ限度ト

シ武力行使後ニ於テモ極力佛印ノ治安維持、政治經濟等  
ハ佛印當局ヲシテ當ラシムルニ勉ム

六、泰ニシテ我要求ヲ拒否スル場合ニ於テハ日、泰協定ノ内

容ヲ變更シ又ハ威壓ヲ加フル等極力我要求ヲ容認セシム  
ルニ勉メ如何ナル場合ニ於テモ泰ヲシテ英、米側ニ赴カ

シメサル如ク施策ス  
七、本施策ニ應スル如ク帝國ノ輿論ヲ統一スルト共ニ徒ニ英、

米ヲ對象トスル南方問題ヲ激化セシメ無用ノ摩擦ヲ生セ  
サルニ留意ス

(付記一)

對佛印泰施策要綱ニ關スル覺

第二ノ方針ノニ關シ本施策ノ目的達成ハ三、四月頃ヲ目  
標トシ外交上最善ヲ盡スヘシ

記 録

政治的軍事的事項ニ關スル外交上ノ措置ニ付テハ四圍ノ情  
勢ニ鑑ミ其時期及方法ヲ決定シ、次第ニヨリテハ佛印ニ對  
スル前記要求ノ内容ニ付テモ變更スルコトアルヘシ

以上松岡外相ノ懇談會席上ノ希望トス

(付記二)

松岡大臣參内御内奏(二月一日午前十一時)要旨

本日近衛首相及杉山參謀總長ヨリ既ニ御内奏申シ上ケタル所ニ依リ一昨日大本營政府聯絡會議<sup>(ママ)</sup>ニ於テ決定シタル所ハ陛下ニ於テ御了知遊サレタコトト拜察シ私カラハ別ニ申シ上ケマセヌ唯或ハ多少重複スル點カアルカモ知レマセヌカ外務大臣トシテ左ノ點ニ付言上致シマス。

一、右決定ハ現内閣組閣後間モ無ク大本營政府聯絡會議ニ於テ南方問題ニ付決定シタルモノノ範圍内ニテ現段階ニ處スル爲メノ方針及施策ヲ稍々具体的ニ決シタル迄ノコトヲ御座リマス。

二、右施策諸項全部ヲ「カヴァ」スル爲メ要綱本文ニハ御座リマセヌカ別ニ備考トシテ記錄ヲ存スルコトト致シマシタ(トテ備考全文ヲ讀ミ上ケ御説明申シ上ク)

三、モト原文ニハ「三月末ヲ目標トシ」ト言フ字句ヲ存シマシタカ到底三月末迄ニ斯カル施策ヲ概成スルノ見込立タス又斯カル重大ナル施策ヲ行フ場合ニハ成ル可ク日限ヲ限リタリト誤解サルル記述ハ之ヲ避ケ充分手心ヲ許シ置

クノ要アリトノ理由ノ下ニ之ヲ削除シ別ニ「三、四月頃ヲ目標トシ」云々ノコトヲ唯記錄トシテ存スルコトト致シマシタ、但シ此ノ目標ヨリ延期スル如キコトアリトノ諒解カ御座リマス。

四、要之、新嘉坡問題ヲ中心トシテ考フル時ニ本件外交ニ關スル部分ノ施策ハ事極メテ重大テアリマスノテ輕々ニ之ニ着手スルコトハ出來マセヌ、從テ慎重ノ上ニモ慎重ヲ期スル考テ御座リマス。

附記。右ノ中(二)ト(三)トニ關スル御内奏ハ御前ヲ退出シ溜所ニ下リタルニ恰モ近衛總理大臣及杉山參謀總長居合ハセタルニ付杉山參謀總長ニ内話シ置ケリ。

692

昭和16年2月6日 大本營政府連絡懇談會決定

「タイ」佛印國境紛爭調停要領

「タイ」佛印國境紛爭調停要領(覺)

昭一六、二、六

大本營政府連絡懇談會決定案

一、調停ノ形式

佛ヨリ一方のニ失地ヲ返還スルノ形式トセス「タイ」ヨリモ若干讓渡ヲナサシメ以テ互讓ノ形式トス

二、調停基礎案

別紙ノ通り

三、帝國ノ保障

(イ)「タイ」佛間新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜謐ノ保障

帝國ハ東亞共榮圈ニ於ケル指導的地位ニ鑑ミ「タイ」

佛印間新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜

謐ニ保障ヲ與フヘク右保障者タルノ地位ヲ佛「タイ」

兩國ヲシテ容認セシム

(ロ)帝國委員ノ署名調印

其爲帝國ハ其調停委員ヲシテ今次締結セラルヘキ「タ

イ」佛印間國境調整條約ニ關スル保障宣言ニ署名調印

セシム

(ハ)保障義務ノ履行ニ必要ナル諸般ノ便宜ヲ供與セシム

(秘密交換公文)

(ニ)佛「タイ」兩者ヲシテ第三國トノ間ニ軍事的政治的協力ニ關スル約束ヲナサルコトヲ約セシム(秘密交換

公文)

四、國境ノ靜謐及調整ニ伴フ諸問題

(イ)國境劃定ニ關スル混合委員會ニ對スル帝國ノ參加

(別紙)

調停基礎案(國境調停ニ關スル件)

一、佛側ニ對スル折衝案(佛印ヨリ「タイ」ニ歸屬セシムヘキ地域)

(第一案) 一九〇四年二月十三日暹羅國「フランス」國

間條約第一條及第二條ノ規定ニ依リ佛領印度支那ノ領域

ニ編入セラレタル「メコン」河右岸二位スル「ルアン・

ブラバン」地方全部及「バクセ」地方ノ全部

但シ「バクセ」地方ノ「トレン・サツプ」湖ニ接屬スル

三角地域ノ一部ヲ除外ス

(第二案) 前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「バク

セ」地方ノ中「スツン・メマイ」河ノ右岸二位スル部分

ヲ除ケルモノ

(第三案) 前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「バクセ」地方ノ中「メコン」河ト「フォス」「カムボヂヤ」

國境線トニ圍マレタル部分

ニ、泰側ニ對スル折衝案(泰ヨリ佛印ニ歸屬セシムヘキ地域)

(第一案) 從來「タイ」佛印間ニ紛爭中ノ「メコン」河内ノ島嶼全部及河成層全部及「アランヤ」附近突出部

(第二案) 前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層全部

(第三案) 前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層ノ若干部分

(第四案) 前記ノ分割案ノ外「ルアン・プラバン」ニ於ケル「チーク」伐採權ヲ佛ニ與フルコトヲ考慮ス

三、我方提出案

イ、前記一、及二、依リ兩者ノ腹ヲ探リタル上適宜作成ノ上提出シ早キニ及ンデ妥結ニ導クコト

「タイ」國佛領印度支那間國境ノ靜謐及調停ニ

關スル「タイ」國「フランス」國間條約ノ骨子

第一條ハ「タイ」國佛印間友好關係恢復ヲ規定ス

第二條及第三條ハ「タイ」佛印間ニ交換セラルヘキ地域ヲ規定ス

第四條ハ交換地域ノ住民ノ國籍取得竝ニ行政機關又ハ公私

有財産ノ撤退其ノ他ニ關シ規定ス

第五條ハ新國境間ノ非武裝地帶設置ヲ規定ス

第六條ハ新國境劃定ノタメノ混合委員會ノ設置及右ニ對スル日本委員ノ參加ヲ規定ス

第七條ハ本條約ノ規定ノ解釋又ハ運用ニ關スル紛爭ノ解決竝ニ日本ニ對スル調停依頼ヲ規定ス

第八條ハ本條約ト兩立セサル佛「タイ」間條約ノ廢止ヲ規定ス

第九條 佛「タイ」文ニ相違アル場合日本文ニヨルコトヲ規定ス

第十條 批准書ハ二ヶ月以內東京ニ於テ交換セラルヘキコトヲ規定ス

條約遵守及國境靜謐ニ關スル帝國ノ保障竝ニ

右ニ關スル便宜供與

帝國ノ保障ニ關スル宣言ヲ三國ニテ署名調印シ竝ニ右保障業務ノ利用ニ關スル所要ノ便宜供與ヲ「タイ」及佛ト夫々交換公文ヲ以テ規定ス

以上ノ外新國境劃定ニ關スル混合委員會ノ構成、任務、費

用等二關スル覺書ヲ作成ス

693 昭和16年2月7日

タイ・仏印国境紛争調停會議における松岡外  
相の開會挨拶

泰佛印國境紛争調停會議に於ける松岡外務大臣の  
開會挨拶

昭和十六年二月七日午後四時  
先づ、皆様遠路態々御來京下さいましたことに付て、衷心  
から感謝と歡迎の辭を呈したいと存します。

私は大東亞共榮圈の確立と云ふことは、皇國の方針と云ふ  
に止まらず、又世界史上、實に歴史的必然性を有するもの  
と信するものであります。而して大東亞共榮圈内の諸邦か、  
各々其の所を得て共存共榮をなすことは、東亞の爲、延い  
て世界平和の爲に貢獻する所以と考ふるものでありますか、  
其の爲には、東亞地域の安定靜謐といふことか特に必要で  
あることは言ふ迄もないのであります。

従ひまして、昨年末タイ、佛領印度支那間に國境に關する

紛争が發生致しました時も、兩國か干戈に訴ふことなく、  
友好的に解決を圖らんことを希望したのでありますか、不  
幸にして兩國間に戰鬭が行はるるに至つたのであります。  
そこで我國と致しましても、斯る状態か永く繼續すること  
は、東亞全局の爲に好ましからずと考ふるに至り、遂に起  
つて調停の勞を執ることとなつたのであります。一度調停  
に乗り出した以上、皇國としても決意と責任とを以て問題  
の解決に努力する意向なるは言ふ迄もないのであります。  
幸ひ、調停の第一歩をなす西貢停戰會議か急速且つ圓滿な  
る妥結に到達しましたことは、皇國の誠に欣快に堪へない  
次第でありますか、只今から開催せらるることになりまし  
た東京に於ける調停會議に於きましても佛、タイ兩國代表  
か、右停戰會議に於て示されたと同様の完全なる理解と  
眞摯なる協調的精神とを以て、速に紛争の解決を圖り、タ  
イ、佛印間に友好關係を恢復して、大東亞の安定靜謐の爲  
貢獻せられんことを衷心より希望して已まない次第であり  
ます。

694 昭和16年2月12日

タイ・仏印国境紛争の停戦期間延長に関する  
情報局発表

佛泰停戦期間延長ニ關スル情報局発表

昭和十六年二月十二日

佛泰停戦期間ハ二月十一日ヲ以テ滿了トナルニ付帝國政府ハ二月八日東京ニ於ケル泰佛印國境紛争調停會議ノ非公式會談後停戦期間ノ二週間延長方佛泰兩國政府宛申入レ置キタルトコロ兩國政府ハ二月十日附書翰ヲ以テ各々之ヲ承認シ來レリ

695 昭和16年2月17日

タイ・仏印国境紛争に関するわが方調停案

調停案

一、解決案

(一) 佛國ハ左ノ地域ヲ泰國ニ割譲ス

(イ) 一九〇四年ノ佛蘭西國「シヤム」國間協約第二條ニ

定メラレタル地域

(ロ) 「バツタンバン」「プルサツト」兩州ノ州境以北及「シエムレアプ」「バツタンバン」兩州境ノ南端「格蘭、ラック」湖ニ接スル地點ヨリ經度線ニ沿ヒ北上シ北緯十五Gノ緯度線トノ交會點ニ至リ右交會點ヨリ緯度線ニ沿ヒ東向シ「メコン」河ニ達スル線以北ノ「メコン」河右岸ノ飛地

(但シ經度緯度ノ判定ハ別添附屬ノ地圖ニ依ル)

(二) 泰國ハ一千萬「バーツ」ヲ佛ニ支拂フ支拂方法ニ關シ

テハ別ニ定ム

二、附帶的諒解事項

(イ) 國境劃定ノタメノ混合委員會設置

(ロ) 財産處分ノ問題

(ハ) 住民ノ國籍ノ問題

(ニ) 將來ノ紛争防止ニ關スル問題(非武裝地帶ノ設定帝國

ノ實行監督等)

(ホ) 前記諸事項ノ實行ニ關スル帝國ノ協力及援助(佛泰ノ便宜供與ヲ含ム)

編注一 本調停案は、昭和十六年二月十七日に松岡外相より兩

国代表に提示された。

二 本文書は、南洋局第二課作成「タイ」、佛印國境紛争調停會議調書（作成日不明）より抜粋。

~~~~~

696 昭和16年2月17日 松岡外務大臣より
在独国大島大使宛（電報）

タイ・仏印国境紛争の調停成立のため独国政府から仏側へ迅速かつ有効な措置を講じるよう要請方訓令

う要請方訓令

本省 2月17日後10時30分発

第一二三號（外機密）

今次ノ「タイ」佛印國境紛争調停ニ關シ貴使ハ左記責任國政府ニ御説明ノ上「ヴィシー」政府ノ我方調停案受諾方ニ付至急斡旋方申入相成度

(一)調停ノ成否ハ東亞方面ノ政治狀態ノミナラス樞軸國全體ノ地位ニ重大ナル影響ヲ及ホスモノニシテ單ナル「タイ」佛印間ノ局地的問題ニ非ス即チ調停不調ノ場合ハ必然的ニ「タイ」佛印間戰鬭再開セラレ牽イテ我方ノ實力

的干涉ヲ誘致スルコトモナルヘキ處其ノ場合ニハ日獨兩國ノ必要トスル「ゴム」、米ヲ始メ同地方ノ物產ヲ入手スル能ハサルニ至リ日獨兩國カ其ノ國策遂行上一大支障ヲ蒙ルハ勿論英米側ハ之ヲ機會ニ蘭印及佛印等ニ對スル策動ヲ強メ得意ノ宣傳ヲ併セ行ヒテ南洋ヲ混亂ニ陥レ以テ日本ノ南方政策ヲ蹉跌セシメ牽イテ獨伊ノ作戰ニ一大齟齬ヲ生セシメントスルハ火ヲミルヨリモ明ナリ更ニ右ノ場合英國ハ我方ノ機先ヲ制シテ「タイ」ノ軍事的要衝（例ヘハ「クラ」地峽）占領ノ如キ舉ニ出テ來ラストモ保シ難キ情勢ニ在リ之ニ反シ調停成功ノ場合ハ平穩裡ニ「タイ」及佛印ニ我方勢力ヲ樹立シ我方ノ欲スル各般ノ便宜ヲ要求スル素地確立セラルト共ニ英米ノ策動ノ餘地ナカラシムヘシ斯クテ調停ノ成否ハ直ニ東亞ニ於ケル日本ノ地位力強化セラルルヤ否ヤノ問題ニシテ右ハ同時ニ樞軸國ノ英米ニ對スル勢力伸張ノ問題ト關涉ス

(二)然ルニ佛「タイ」双方主張ハ餘リニモ大ナル懸隔アリテ容易ニ妥結ノ模様ナク、一方國際情勢ハ荏苒本件ノ解決ヲ遷延スルヲ許ササルニ至レルヲ以テ我方ハ双方ノ主張ヲ汲ミテ調停案ヲ決定セル處其ノ骨子ハ一九〇四年ノ失

地及一九〇七年ノ失地ノ大部分ヲ「タイ」ニ返還セシムルニ在リ、前者ハ治外法權撤廢ノ代償トシテ佛國カ「タイ」ヨリ割讓セシメタルモノナルカ治外法權其ノ者カ力ニ依リ設定セラレタル不合理ナル事態ナルニ徴スレハ其ノ代償トシテ土地ヲ割讓セシメタル如キハ尙更不合理ニシテ是非共是正ノ要アリ、後者ハ若干ノ小地域ト交換ノ形式ニヨリ「タイ」ヨリ讓リ受ケタルモノナルカ右ハ民族の二見ルモ歷史の二見ルモ何等根據アルモノニ非ス單ニ佛國カ強國ノ壓力ニ依リ強取シタルモノニ過キス然モ我方調停案ニ於テハ後者ハ賣却ノ形式ニ依リ若干部分ノミ「タイ」ニ返還セシムルト共ニ「カムボヂヤ」ノ舊跡「アンコール、ワット」ニ對スル佛印ノ文化的功跡ヲ認メ之ヲ特ニ佛印ニ留保セシムル事トナリヲレリ

(三) 調停案決定理由

(イ) 前記ノ外本件失地回復問題ハ佛側ニトリテハ民族的、歷史的地理的及文化的ノ凡ユル方面ヨリ見テ自然的關係ナキ遠隔ノ地ニ於ケル一植民地正確ニ云ハハ一保護國ノ地域ノ問題ナルカ「タイ」國ニトリテハ母國領域及民族離合ノ問題タリ其ノ輕重ノ度全ク異ナリ

(ロ) 佛側ハ「タイ」カ日本ノ調停受諾前迄ノ要求「メーコン」河右岸ノ「ラオス」ノ二地方ヲ俄カニ増大セルヲ指摘シ右ヲ不當ナリト主張スルモ斯ノ如キ變化ハ軍事行動ノ進展ニ隨伴スルコトアルヘキハ已ムヲ得サル處ニシテ問題ハ現在ノ「タイ」佛印國境カ正理ニ照シ適正ナルヤ否ヤニ在リ

(ハ) 戰況ハ海戰ニ於テハ「タイ」側カ慘敗ヲ喫シタルモ全般的勝敗ノ決ヲ握ル陸戰ニ於テハ「タイ」側ノ壓倒的勝利ニシテ我方ノ調停申告ナクハ「タイ」軍ハ全「カムボヂヤ」ヲ席捲シタルナルヘク現地ヲ視察セル我方將校ハ異口同音ニ右事實ノ外「タイ」軍ノ志氣旺盛ナルニ反シ佛印軍ニ全然鬪志ナキ事實ヲ認メタルノミナラス戰線ヲ視察セル佛國要人中ニモ同意見ヲ洩シ居ル者モアル位ナリ

(ニ) 右事實ニ鑑ミ且ハ又戰鬪再開スルモ日本軍カ河内以北ニ駐屯シアル現在佛印軍ハ全勢力ヲ舉ケテ「タイ」軍ニ對抗スル能ハサルノ關係ヨリ見テ佛側ノ敗戦ハ略確實ナルヘク從而佛側トシテモ敗レテ後和ヲ議スルヨリモ此際一切ノ感情論ヤ負惜ミヲ捨て大國の襟度ヲ以テ

急速ニ問題解決ヲ計ル方却而賢明ナルヘシ

(※) 佛側ニ於テハ一九〇四年失地ニ付テハ大体還付ノ底意アルヤニ見ユルモ一九〇七年ノ失地ニ至リテハ頗ル難色ヲ示シアル處「タイ」側ニ於テハ前者ハ我方ノ調停ヲ俟タストモ獲得シ得タル所ニシテ日本ノ調停ナクンハ更ニ「カムボヂヤ」方面ニ於テ領土回復ヲ實現シ得タルナルヘシトノ論アリ英國亦此議論ノ後押シヲナシ日本ノ調停ニケチヲ附ケ日「タイ」提携疎隔ニ大童トナリタルヲ以テ若シ失地ノ回復力前者ニ限ラルルカ如キコトアラハ「タイ」ハ國內情勢上我方ノ調停ヲ迷惑トシ再ヒ干戈ニ訴フルノ可能性多シ依而我方トシテハ後者ニ付テモ佛側ヲシテ若干讓歩セシメ以テ「タイ」カ我方陣營ヲ離レテ英米陣營ニ走ルヲ防クノ絶對的必要ニ直面シ居レリ

(四) 「タイ」側説明ニ依レハ「タイ」ハ失地回復問題ニ關シ曩ニ獨逸ノ援助ヲ求メタル處佛印問題ハ全部日本ニ一任シアルヲ以テ日本ニ相談セラレタキ旨「リ」外相ヨリ駐獨「タイ」公使ニ又駐「タイ」獨逸公使ヨリ「タイ」國外相ニ回答アリタル趣ニテ「タイ」ハ本件ハ一ニ我方ノ

意嚮次第ナリト考ヘ居ル實情ナリ然ルニ我方ニ對シテハ嘗テ獨逸ヨリ右様ノ意思表示ナキノミナラス佛側ハ獨佛休戰條約ノ結果本件ノ如キ植民地處分ニ關スル問題ハ平和會議迄自由處分權ナキ旨仄カシ居リ調停成立ノ難關ハ佛側ニ在リト認メラル然ルニ

(イ) 調停ノ成否ハ樞軸國ノ國策遂行ニ多大ノ關係アリ是非共之ヲ至急成功セシメ我方勢力ヲ確立シテ英米ノ策動ヲ根絶スルノ要アリ

(ロ) 「タイ」側ヲ或程度満足セシメサレハ「タイ」ハ日本ヨリ離レ去ル處アリ然モ之カ爲ニハ佛ニ壓力ヲ加フルノ要アル處佛ヲシテ我調停案ヲ受諾セシムル爲ニハ獨逸政府ノ「ヴィシー」政府ニ對スル迅速有效ナル斡旋ニ俟ツノ外ナシト思考セラルルニ付大至急適當ノ措置ヲ講セラレタシ

尙當地ニ於テモ十七日南洋局長ヨリ獨逸參事官ニ對シ我方調停案ヲ示シ詳細ノ事情説明ノ上獨逸政府ノ斡旋方申入置ケリ

佛伊ヘ轉電セリ

昭和16年2月23日 大本營政府連絡懇談會決定

「爾後ノ「タイ」、佛印紛爭調停措置」

付記 外務省作成「連絡會議說明資料」

昭和十六年二月廿三日

大本營政府連絡懇談會決定

爾後ノ「タイ」、佛印紛爭調停措置

佛「タイ」兩國カ帝國ノ調停案ヲ受諾セザルニ付既定ノ方針ニ準據スルノ外左ノ要領ニ依リ處理ス

一、佛「タイ」ノ言分ヲ考慮シ原案ニ基キ帝國ノ最後案ヲ作成ス

二、右我方最後案ヲ兩者ニ提示シ期限ヲ(三日乃至四日)附シテ應諾ヲ求ム

停戰期間ハ余裕ヲ見積リ今回ヲ以テ最後トシ更二十日間延期ス

三、佛二對シテハ右最後案提示ト共ニ外交的、軍事的威壓ヲ強化ス

(註) 強化スベキ威壓行動ノ概要左ノ通

。飛行機ノ増遣

。居留民ノ引揚準備

。佛印入泊艦艇ノ増加

四、右最後案不成立ノ場合ヲモ予想シ速ニ其ノ對策ヲ定ム

編注 大本營政府連絡懇談會は、二月二十三日午前十一時から中斷を挟んで午後三時まで行われた。

(付記)

連絡會議說明資料

一、我方調停案ニ對スル泰側回答(別紙ノ通り)

二、泰側ノ態度―買収金支拂ニ最モ難點アリ

イ、「ワンワイ」代表ノ松宮大使ニ語ル所ニ依レバ日本原案ノ儘ニテハ支拂ナシ但シ「アンコールヴァット」

其他ノ失地返還アラバ支拂フベシ

ロ、十九日夜泰内閣々議後泰經濟大臣ノ淺田總領事ニ語

ル所ニ依レバ一千萬「バーツ」ノ代償ハ主義及面目上ノ問題トシテ應諾ノ餘地ナシト强硬ニ述べタル由(別

添來電參照)

三、佛側ノ態度

イ、「ロバン」代表ノ漏セル所ニ依レバ「ヴィシー」政府ノ回答ハ「ノー」ナルベシトイフ

ロ、佛外務省亞細亞局長ノ原田代理公使ニ語ル所ニ依レバ今次調停案ハ「タイ」側新要求ヲ相當押ヘラレタル點ハ重々「アプレシエート」スルモ從來ノ行懸アル例ノ「ルアンブラバン」、「バクセ」ノ二地域ヲ遙ニ超過シ居ルニ付佛國政府モ新事態トシテ考慮セザルヲ得ズ但シ佛政府モ慎重考慮スベシト約セリ

尙佛政府ハ日本ノ調停案ヲ十九日朝接到シ早速研究ヲ開始セルガ「ダルラン」副總理ガ二十日夕巴里ヨリ歸ル豫定ナレバ其ノ上ニテ大至急回答スベシト言明セリ
(別添來電參照)

ハ、二十二日正午佛參事官齋藤南洋局長ヲ來訪今朝十一時「ヴィシー」ヨリノ電報ニ依レバ佛政府ハ目下日本案ヲ考慮中、停戰期間ハ更ニ延長ノ要アルベシト述べタリ

四、獨ノ態度

イ、「タイ」側ノ説明ニ依レバ曩ニ「タイ」ヨリ獨逸ノ援助ヲ求メタル處佛印問題ハ全部日本ニ一任シ在ル旨

回答アリタル趣ナルガ我方ニ於テハ以前ニ獨逸ヨリ右様ノ申出ヲ受ケタルコトナカリキ

ロ、二月十七日在獨大島大使ニ對シ本件調停ノ成否ガ樞軸國全体ノ地位ニ重大ナル影響ヲ及ホスベキ理由ヲ説明シ獨政府ノ斡旋方申入ルベキ旨訓令セリ(別添往電參照)

ハ、二月十七日南洋局長ヨリ獨參事官ニ對シ我方調停案ヲ示シ詳細説明ノ上獨逸政府ノ斡旋方申入レタリ

ニ、二月十九日在京「オット」大使ハ松岡大臣ヲ來訪本件ニ關シ隨時通報ヲ受ケ度キ旨ヲ述べ且ツ佛領植民地ノ處分ハ獨佛休戰條約ノ關係ヨリ「ウイスバーデン」休戰條約ノ問題ニ觸ルルモノナル點ニ付注意ヲ喚起シ來レリ、但シ日本ノ政策ニ反對ナルコトヲ意味スルモノニ非ザル旨述べタリ

ホ、二月十九日大島大使ハ「リ」外相不在ノ爲メ「スターマー」大使ニ對シ佛側ハ獨佛休戰條約ノ結果植民地處分ニ關スル問題ハ平和會議迄自由處分權ナキ旨仄シ居ルモ密約デモ存スルヤト尋ネタルニ「ス」ハ所謂秘密協定ハナキモ軍事上ノ考慮ヨリ植民地ヲ含メタル佛

領處分ニ關シ獨佛間ニ談合ハアリ右ノ目的トテモ阿弗利加及西印度諸島ノ對英米讓渡ヲ防止セントスルモノナルヲ以テ三國條約アル今日獨トシテハ佛印處分ニ關シ除外例ヲ設クルコトハ勿論異議ナク曩ニ在「タイ」獨公使ニ對シ佛印「タイ」問題ハ一切日本ニ一任シ在リト言明シタル程ナリ又「ス」自身ノ考ニテハ獨モ之ガ斡旋ヲ爲スニ異議ナカルベキ旨述べタリ
尙「リ」外相ハ二十三日本件ニ付キ大島大使ト具體的談合ヲ爲スベキ豫定トナリ居レリ

編

注 本文書の別紙・別添はすべて見当らないが、二月十七

日発松岡外務大臣より在独国大島大使宛訓令電報は、

本書第696文書参照。

~~~~~

昭和16年2月24日

# タイ・仏印国境紛争に関するわが方調停最後案

付記 南洋局第二課作成「タイ」、佛印国境紛争調

停會議調書」(作成日不明)より抜粋

## 調停最後案

調停最後案に対する仏側回答

### 一、解決案

(一) 佛國ハ左ノ地域ヲ「タイ」國ニ割譲ス

(イ) 一九〇四年ノ佛蘭西國「シヤム」國間協約第二條ニ定メラレタル地域

(ロ) 「バツタンバン」「プルサツト」兩州ノ州境以北及「シエムレアプ」「バツタンバン」兩州境ノ南端「格蘭、ラツク」湖ニ接スル地點ヨリ經度線ニ沿ヒ北上シ十五Gノ緯度線トノ交會點ニ至リ右交會點ヨリ緯度線ニ沿ヒ東向シ「メコン」河ニ達スル線以北ノ「メコン」河右岸ノ飛地

(昭和十六年二月十七日交附セル附屬地圖參照)

(二) (ロ)ノ内一九〇七年ノ佛蘭西國「シヤム」國間條約第一條ニ定メラレタル地域内二位スル部分ニ關シテハ

(イ) 全地域ヲ非武裝地帶トス

(ロ) 全地域ニ於テ佛蘭西國民及佛領印度支那人(保護國民ヲ含ム)ハ入國、居住、營業ニ付「タイ」國國民ト絶對平等待遇ヲ享有ス

三、附帶的諒解事項

- (イ) 國境劃定ノタメノ混合委員會設置
- (ロ) 財産處分ノ問題
- (ハ) 住民ノ國籍ノ問題
- (ニ) 將來ノ紛争防止ニ關スル問題(非武裝地帶ノ設定、帝國ノ實行監督等)
- (ホ) 前記諸事項ノ實行ニ關スル帝國ノ協力及援助(佛「タイ」ノ便宜供與ヲ含ム)

編 注 二月二十四日、松岡外相は仏・タイ両國側へ本案を提

示して、「兩國政府ノ意見ヲ彼此詳サニ勘考シテ作成セル我國ノ最後の決定案ニシテ」、「最早部分的修正乃至ハ留保ノ餘地ナキモノ」と説明し、二月二十八日中に諸否の回答を寄せるよう申し入れた。これに対し、タイ側は二月二十六日に本案を受諾する旨通報した。

(付 記)

調停最後案ニ對スル佛側回答(三月二日)

三月二日午前十一時半「アンリー」佛國全權ハ松岡調停委

員ヲ來訪シ、佛國政府ハ日本ノ威嚇ニ依リ左ノ五條件ヲ附シ調停最後案ヲ受諾スルモノナル旨述べタリ。即チ

(一)「タイ」國ニ割讓スベキ全地域ヲ非武裝地帶トシ且右地域内ニ於ケル「タイ」、佛兩國民ニ對シ平等待遇ヲ供與スルコト

(二)「ルアン・プラバン」前面ノ三角地帶ヲ佛領トシテ殘スコト

(三)「スツン・トレン」前面ノ地帶ヲ佛領トシテ殘スコト

(四)「メコン」河最深部ニ依ル國境線ニハ贊成ナルモ「コン」及「コーヌ」兩島嶼ハ從前通り佛領タルコト

(五)日本政府ハ佛國政府ニ對シ左記書翰案ノ如キ文書ヲ以テ調停案ノ性質及目的ヲ明示セラレ度シ

松岡大臣發「アンリー」佛國大使宛書翰案

以書翰啓上致候陳者極東ニ於ケル平和ノ維持ハ帝國政府ノ最モ重視スルトコロニシテ帝國政府ハ帝國トノ間二一九四〇年八月卅日協定ニ依リ更ニ緊密トナリタル特殊關係ヲ有スル佛領印度支那ガ當事者トナリ居レル「タイ」國トノ紛争ノ發展ヲ憂慮ヲ以テ注視スルモノニ有之候帝國政府ハ前記協定ヲ成立セシムルニ至リタル帝國及佛

領印度支那間ノ平和的且友好的精神ヲ想起シ且佛領印度支那・泰國間紛争ヲ終止セシムルノ目的ヲ以テ佛國政府ニ對シ居中調停ヲ申入レ佛國政府カ別紙帝國政府ノ調停案ヲ受諾セラレンコトヲ提議致スモノニ有之候處帝國政府ハ右調停案ニ依ル解決ハ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナル旨保障スルモノニ有之候

本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候

右ニ對シ松岡大臣ハ「帝國ガ佛國ヲ威嚇シタリト言ハルルハ納得シ得ザル所ニシテ此點論議ヲ盡シタキモ長クナル故茲ニハ之ヲ差控フベシ」ト述べタル上非武裝地帶ヲ割讓全地域ニ及ボスコトハ不可能ナルベキモ他ノ條件ニ就テハ充分研究シ考慮スベキ旨回答セリ

699

昭和16年3月2日 大本營政府連絡懇談會決定

「佛側カ我最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置」

佛側カ我最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置

昭和十六年三月二日

大本營政府連絡會議決定

一、帝國ハ佛側ニ對シ三月五日正午ヲ限リ其ノ再考ヲ求ム  
二、佛印ニ對スル武力示威ヲ強化スルト共ニ西貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ停戰期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス

三、三月五日ノ回答期限ニ至ルモ佛側ニシテ帝國ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ハ帝國ハ佛印ニ對シ武力ヲ行使シ目的ノ貫徹ヲ期ス

四、佛側カ三月五日ニ至ルモ我調停案ヲ受諾セサル時ハ帝國ハ泰ニ對シ三月八日以降泰カ最後調停案所定國境線ヲ越エサル範圍ニ於テ領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス  
五、今後ニ於ケル調停ニ方リ停戰期間並ニ調停最後案ヲ變更スルコトナシ

註 最後調停案トハ二月二十四日提示セルモノトス

700

昭和16年3月5日 松岡外務大臣  
在本邦アンリ仏國大使 會談

タイ・仏印國境紛争調停會議に關する三国共同

コミュニケの發出をアンリ大使同意について

三月六日松岡大臣「アンリー」大使會談要旨

(午前十一時)

松岡大臣―同訓ノ内容如何

「アンリー」大使―佛國政府ノ同訓ニハ日本案ヲ受諾セス尤モ日本側ヨリ「フォース」セラルレハ受諾スル外ナシトアルガ實ハ自分ハコレデハ余リ面白クナイト思フ、幸ヒ松宮「ロバン」親交アルニ付右兩人ノ間デ細目ニ亘ル妥協點ヲ發見セシメ以テ眞ノ「アグリメント」ニ到達セシムルコトトシタシ

松岡大臣―「フォース」云々トハ如何ナル意味ナルヤ我方ガ我案ヲ固執セハ受諾スヘシトノ意味合ナリヤ

「アンリー」大使―否、夫レニテハ受諾ノ限りニアラス佛側トシテハ日本側ノ決定ヲ強制セラル、ヲ好マス又話合ニ依リ妥結ニ達スルコト關係國ノ利益ナリト信スル次第ナリ

松岡大臣―然ラハ佛側ニ於テハ如何ナル妥協案有セラルルヤ

「アンリー」大使―例ヘハ松宮「ロバン」案ト最後案トノ折衷案、後者ニ加フルニ非武装ニ關スル佛側要求ノ部分的放棄案或ハ北部地方ノ割譲追加案等ナリ

松岡大臣―停戰期限モ切迫シ居レルガ期限ヲ更ニ延長スル

コトハ絶對考慮シ得サル處ナリ如斯基交渉ニ依リ遷延ヲ重ヌル場合如何ナル不測ノ事態發生スルヤモ知レス憂慮ニ堪ヘス依ツテ差當リノ措置トシテ三國共同「コンムミユニケ」ヲ公表シ一應情勢緩和 (to save situation) ヲ計ルコトトシテハ如何

「アンリー」大使―案文ニ付種々文句ヲ述ヘ居タルモ結局之ニ同意セリ

松岡大臣―佛側カ遷延策ニ出テル以上(大使ハ右ノ如キ意圖皆無ナリト陳辯セリ) 残余ノ問題ハ解決困難ノ筈ナリ又昨夜在佛日本代理大使ヨリ「ロバン」竝ニ貴下ニハ廣範ナル權限ヲ與ヘラレ居ル旨佛國外務省幹部モ内話セル趣報告シ來レル關係ニモアリ此際急速解決スルコトト致度

「タイ」側カ非武装問題ニ付讓歩シサヘスレハ貴使ハ本日中ニ「イニシアル」シ得ルヤ

「アンリー」大使―此ノ點ニ付難色ヲ示ス

若シ日本カ「フォース」スレハ日本カ強要セル爲已ムナク受諾スル旨交換公文中ニ記述セルヘカラス又文書交換

ハ佛側ノ重要視スル所ナル處此件ハ如何ナリヤ

松岡大臣―右ニ就テハ目下研究中ナルモ貴方ノ希望ヲ容ル  
ル際ニハ我方ヨリモ例ヘハ貴方ハ日本ヲ目標トスル敵對  
的取極乃至敵對行爲ヲ行ハスト言フカ如キ保證ヲ取付ク  
ル必要アルヘシ

「アンリー」大使―其ノ點當方ニ於テハ何等異議ナカルヘ  
シ



701 昭和16年3月6日

タイ・仏印國境紛争調停會議に関する日仏タ

イ三国共同コミュニケ

付記 南洋局第二課作成「タイ」、佛印國境紛争調

停會議調書（作成日不明）より抜粋

調停最後案承諾をめぐる松岡外相とタイ・仏  
印両国代表との会談

泰佛印國境紛争調停會議二關スル

日佛泰三國共同「コミュニケ」

昭和十六年三月六日午後二時

情報局發表

日本國政府ノ提示シタル調停案ハ其ノ主要ナル點ニ付キ佛  
泰兩國政府ニ依ル同意成立セリ、而シテ細目ニ關スル殘餘  
ノ諸點ハ兩三日中ニ解決セラルル筈ナリ。

（付記）

三月七日午后三時半松岡「ワンワイ」會談―

同會談ニ於テ兩者ハA案ニ就キ協議セル結果「ワンワイ」

代表ハ能フル限り佛側ノ留保條件ヲ容レA案ニテ纏ムル様  
トノ松岡大臣ノ熱心ナル慫慂ニ對シ、遂ニ同大臣ノ熱意ニ  
絆サレ全割讓地域ヲ非武裝地帶トスルコトニ同意シ、主要  
諸點ニ就キ佛側要求ヲ容認スルニ至レリ。

三月七日午后四時半松岡「アンリー」會談―

松岡大臣ヨリ前記松岡「ワンワイ」會談ニ依リ到達セル妥  
結點ヲ披瀝シ、佛側モ右ニテ調停案ヲ受諾スル様慫慂セル  
處、「アンリー」大使ハ之ヲ承諾シ至急「ロバン」全權ト  
相談ノ上右解決案ヲ本國ニ「リコメンド」スベキ旨回答シ、  
「ヴィシー」政府モ拒否ハセザルベシト述べタリ。

右ニ依リ調停最後案ハ大体佛側留保條件ヲ容レ其ノ一部ヲ次ノ如ク修正シ、交換公文ニ關シ意見ノ一致ヲ見次第、調停條項ナル名稱ノ下ニ三國代表間ニ假調印ヲ行フコトナレリ。

一、「ルアン、プラバン」對岸三角地帶ニ就テハ王室御陵ニ對シテハ充分尊敬ノ意ヲ表シ其ノ保存及參拜等ニ關シテハ出來得ル限り王室ニ便宜ヲ供與ス

二、「スツン、トレン」對岸小地域ハ之ヲ佛印側ニ留保ス但シ境界線ハ別ニ之ヲ定ム

三、「メコン」河境界ニ就テハ最深部河底主義ヲ嚴守ス但シ「コン」「コーヌ」二島嶼ハ兩國ノ共同管理トシ同兩島嶼ニ於ケル從來ノ佛國側施設ハ佛國側ニ屬ス

四、調停最後案ニ定メラレタル非武装地帶及平等待遇ニ關スル條項ヲ右最後案ニ依リ佛國ガ「タイ」國ニ割讓スル全地域ニ適用ス

編 注 「A案」とは日本側の調停最後案を指す。

702

昭和16年3月11日

### タイ・仏印国境紛争の調停条項

付 記 調停条項の付屬議事録

#### 調停條項

#### 一 解決案

(一)佛國ハ左ノ地域ヲ「タイ」國ニ割讓ス

(イ)千九百四年二月十三日ノ佛蘭西國暹羅國間協約第二條ニ定メラレタル地域

(ロ)「バツタンバン」「プルサット」兩州ノ州境以北及「シエムレアブ」「バツタンバン」兩州境ノ南端「グラソ、ラック」湖ニ接スル地點ヨリ經度線ニ沿ヒ北上シ十五Gノ緯度線トノ交會點ニ至リ右交會點ヨリ緯度線ニ沿ヒ東向シ「メコン」河ニ達スル線以北ノ「メコン」河右岸ノ飛地

(昭和十六年二月十七日交付セル附屬地圖參照)

尤モ「スツン、トレン」對岸小地域ハ之ヲ佛印側ニ留保ス但シ其ノ境界線ハ別ニ之ヲ定ム

(二)前記割讓地域ニ關シテハ

(イ) 全地域ヲ非武裝地帶トス

(ロ) 全地域ニ於テ佛蘭西國民(市民、臣民及保護民)ハ入國、居住、營業ニ付「タイ」國國民ト絶對平等待遇ヲ享有ス

(ハ) 「ルアン、プラバン」對岸三角地帶ニ付テハ王室御陵ニ對シテハ充分尊敬ノ意ヲ表シ其ノ保存及參拜等ニ關シテハ出來得ル限り王室ニ便宜ヲ供與ス

(ニ) 「メコン」河境界ニ付テハ最深部河底ノ原則ヲ嚴守ス但シ「コン」及「コース」二島嶼ハ兩國ノ共同管理トシ同兩島嶼ニ於ケル從來ノ佛國側施設ハ佛國側ニ屬ス

## 二 附帶的了解事項

(一) 國境劃定ノ爲ノ混合委員會設置

(二) 財産處分ノ問題

(三) 住民ノ國籍ノ問題

(四) 將來ノ紛爭防止ニ關スル問題(非武裝地帶ノ設定、帝國ノ實行監督等)

(五) 前記諸事項ノ實行ニ關スル帝國ノ協力及援助(佛「タイ」ノ便宜供與ヲ含ム)

昭和十六年三月十一日

編 注 本調停條項は、三月十一日、仏・タイ両國全權および

松岡、松宮兩調停委員が署名した。

## (付 記)

### 議事録

佛領印度支那「タイ」國間國境紛爭ニ關スル調停條項ニ署名スルニ當リ日本國外務大臣ハ左記ヲ陳述シ佛國及「タイ」國委員ハ之ニ同意シタリ

一 本日署名シタル調停條項ハ速ニ之ヲ具體化スル爲直ニ佛「タイ」兩國間ニ條約ノ交渉ヲ開始シ最短期間ニ之ヲ完了スベシ

二 將來調停條項ニ依リ緯度線又ハ經度線ニ從ヒテ新國境ノ劃定ヲ爲スニ當リテハ町、村、部落ノ存在其ノ他ノ實際上ノ必要ヲ考慮シテ多少ノ出入ヲ容認スルコトヲ得ベシ

三 「メコン」河上ニ於テハ同河ノ最深部ヲ以テ國境ト爲ス結果「コン」及「コース」ノ二島ノ主權ハ「タイ」國ニ歸屬ス但シ右二島ノ管理ハ佛國及「タイ」國ニ依リ共

同シテ行ハルモノトス

四 「アンコール」ノ北方「パンタイ・サイ」ハ「アンコール」地區ニ包含セラルベク佛國ハ其ノ代償トシテ同面積ノ換地ヲ國境線ノ他ノ地點ニ於テ「タイ」國ニ割譲スベシ

五 調停條項ノ附帶的了解事項ニ掲記セラレタル帝國ノ實行監督其ノ他帝國ノ協力及援助ノ或モノニ關シテハ前記條約ノ作成ニ際シ其ノ具體的措置ヲ右條約又ハ關係文書中ニ規定スベキモノトス

尙日本國外務大臣ハ左記ヲ陳述シ佛國委員ハ之ヲ了承シタリ

調停條項ニ依リ「タイ」國ニ割譲セラルベキ地域ハ其ノ全部ガ非武裝地帶トセラレタルニ鑑ミ新國境ノ全部ニ亘リ一定幅員ノ非武裝地帶ヲ佛國側ニモ設定センコトヲ勸告ス

尙佛國委員ハ左記ヲ陳述シ日本國外務大臣ハ之ヲ了承シタリ

佛國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等

ノ協定又ハ了解ヲモ佛領印度支那ニ關シ第三國ト現ニ締結シ居ラザルコトヲ宣言ス

又「タイ」國委員ハ左記ヲ陳述シ日本國外務大臣ハ之ヲ了承シタリ

「タイ」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ第三國ト現ニ締結シ居ラザルコトヲ宣言ス

昭和十六年三月十一日

(三國事務總長署名)

703 昭和十六年3月11日

日仏間に特殊緊密關係を樹立・増進する旨の

協定締結に関する交換公文

(松岡大臣發「アンリー」大使宛書翰)

以書翰啓上致候陳者大東亞ニ於ケル平和ノ維持ハ帝國政府ノ最重視スルトコロニ有之從テ帝國政府ハ帝國トノ間ニ千九百四十年八月三十日ノ協定ニ依リ更ニ緊密ト爲リタル特

殊關係ヲ有スル佛領印度支那ガ當事者ト爲レル紛爭ノ發展ヲ憂慮ヲ以テ注視シ來リ候

帝國政府ハ大東亞ニ於ケル平和ノ維持ノ見地ニ立チ且又前記協定ヲ成立セシムルニ至リタル平和の且友好的の精神ヲ想起シ、佛領印度支那「タイ」國間紛爭ヲ終止セシムルノ目的ヲ以テ佛「タイ」兩國政府ニ對シ居中調停ヲ申入レ候依テ帝國政府ハ佛國政府ガ無條件ニ受諾スベキモノトシテ別紙調停案ヲ提案致候佛國政府ニシテ之ヲ受諾セラルルニ於テハ帝國政府ハ右調停案ニ依ル本件紛爭ノ解決ガ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナルコトヲ佛國政府ニ對シ保障スルノ用意有之候

他方帝國政府ハ佛國政府ガ大東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ帝國及佛領印度支那間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立並ニ經濟の緊密關係ノ増進ニ努力セラレ且日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ佛領印度支那ニ關シ第三國ト締結スルノ意思ナキコトヲ宣言スベキコトヲ疑ハザルモノニ有之候

前記ノ帝國政府ノ保障並ニ佛國政府ノ宣言ハ後日佛國「タ

イ」國間紛爭解決ノ爲ノ條約成立ト同時ニ正式文書ニ依リ確認セラルベキモノト了解致候

本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十六年三月十一日

外務大臣 松岡 洋右

佛蘭西國特命全權大使

「シャルル・アルセーヌ・アンリー」閣下

「アンリー」大使發松岡大臣宛書翰

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ貴大臣ハ左記ヲ御通報相成候

（往翰文挿入）

本使ハ右御通報ヲ敬承致スト共ニ佛國政府ガ局地の情勢ヨリスルモ將又武運ヨリスルモ未ダ「タイ」國政府ト自由ニ交渉シ且締結セラレタル條約ノ利益ヲ放棄セザルヲ得ザル立場ニ在ラザルニモ拘ラズ現下ノ事態ニ於テ日本國政府ノ懇請ニ從フノ用意アル旨閣下ニ對シ通報スルノ光榮ヲ有シ候佛國政府ハ大東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ常ニ顧念シ且未ダ曾テ右平和ヲ攪亂スルガ如キコトヲ企圖シタルコトナキ

處別紙調停案ヲ受諾スルコトニ依リ千九百四十年八月三十日ノ協定ノ基本精神ニ對スル其ノ忠誠ヲ再ビ立證致スモノニ有之候右ノ精神ニ基キ且又其ノ極東ニ於ケル屬地ヲ第三國間ノ紛争ニ捲込ムガ如キ一切ノ約束ヲ回避センコトヲ希望シ佛國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ佛領印度支那ニ關シ第三國ト締結スルノ意思ナキコトヲ宣言致候尙佛國政府ハ日本國政府ガ千九百四十年八月三十日ノ協定及爾後ノ軍事取極ノ嚴格ナル遵守ヲ確保セラレンコトヲ期待致スモノニ有之候  
本使ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

編 注 本文は三月十一日に署名・交換された。

704 昭和16年3月11日

日タイ間に特殊緊密關係を樹立・増進する旨  
の協定締結に関する交換公文

(松岡大臣發「ワンワイ」殿下宛書翰)

以書翰啓上致候陳者大東亞ニ於ケル平和ノ維持ハ帝國政府ノ最重視スルトコロニ有之從テ帝國政府ハ帝國トノ間二千九百四十年六月十二日ノ條約ニ依リ更ニ緊密ト爲リタル特殊關係ヲ有スル「タイ」國ガ當事者ト爲レル紛争ノ發展ヲ憂慮ヲ以テ注視シ來リ候

帝國政府ハ大東亞ニ於ケル平和ノ維持ノ見地ニ立チ且又前記條約ヲ成立セシムルニ至リタル平和的且友好的精神ヲ想起シ、「タイ」國佛領印度支那間紛争ヲ終止セシムルノ目的ヲ以テ「タイ」佛兩國政府ニ對シ居中調停ヲ申入レ候依テ帝國政府ハ「タイ」國政府ガ無條件ニ受諾スベキモノトシテ別紙調停案ヲ提案致候「タイ」國政府ニシテ之ヲ受諾セラルルニ於テハ帝國政府ハ右調停案ニ依ル本件紛争ノ解決ガ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナルコトヲ「タイ」國政府ニ對シ保障スルノ用意有之候

他方帝國政府ハ「タイ」國政府ガ大東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ帝國及「タイ」國間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立並ニ經濟的緊密關係ノ増進ニ努力セラレ且日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ第三國ト締結

スルノ意思ナキコトヲ宣言スベキコトヲ疑ハザルモノニ有之候

前記ノ帝國政府ノ保障竝ニ「タイ」國政府ノ宣言ハ後日「タイ」國佛國間紛爭解決ノ爲ノ條約成立ト同時ニ正式文書ニ依リ確認セラルベキモノト了解致候

本大臣ハ茲ニ重テ殿下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十六年三月十一日

外務大臣 松岡 洋右

「タイ」國首席全權

「ワンワイ・タイヤコン・ワラワン」殿下

（「ワンワイ」殿下發松岡大臣宛書翰）

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ貴大臣ハ左記ヲ御通報相成候

（往翰文挿入）

本使ハ右御通報ヲ敬承致スト共ニ「タイ」國政府ガ局地的情勢ヨリスルモ將又武運ヨリスルモ未ダ之ヲ余儀ナクセラレザルニモ拘ラズ現下ノ事態ニ於テ日本國政府ノ懇請ニ從フノ用意アル旨閣下ニ對シ通報スルノ光榮ヲ有シ候「タ

イ」國政府ハ大東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ常ニ顧念シ且未ダ曾テ右平和ヲ攪亂スルガ如キコトヲ企圖シタルコトナキ處別紙調停案ヲ受諾スルコトニ依リ千九百四十年六月十二日ノ條約ノ基本精神ニ對スル其ノ忠誠ヲ再ビ立證致スモノニ有之候右ノ精神ニ基キ且又、第三國間ノ紛爭ニ捲込マルルガ如キ一切ノ約束ヲ回避センコトヲ希望シ「タイ」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ第三國ト締結スルノ意思ナキコトヲ宣言致候尙「タイ」國政府ハ日本國政府ガ千九百四十年六月十二日ノ條約ノ嚴格ナル遵守ヲ確保セラレンコトヲ期待致スモノニ有之候

本全權ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

編 注 本文は三月十一日に署名・交換された。

~~~~~

705 昭和16年3月11日

タイ・仏印国境紛争の調停成立に関する外務

当局談

泰、佛印國境紛争調停成立に關する外務當局談

昭和十六年三月十一日午後四時

本日佛タイ兩國全權はタイ佛領印度國境紛争の最終的解決に關する帝國の調停案に署名を了した。顧みると去る一月二十日帝國政府が居中調停の申入れを行ひ右に基いて兩國間に停戰協定締結せられたる後二月七日第一回公式會議を開いて以來正に三十三日目である。此の短期間に斯る難事業が成就せられ得たことは特記すべきことと云はねはならない。

帝國の調停案の骨子は三國共同公表に於て發表せられた通であるが佛國が右國境紛争の調整に當り終始互讓的態度を保持し妥結を容易ならしめたるは大國の襟度を示すものとして稱讃に値すべく、タイ國が斷えず協調和親の態度を以て終始したる亦東亞新秩序建設に貢獻せんとする誠意を立證せるものとして衷心より敬意を表する次第である。客年來タイ佛印國境に紛争勃發するや帝國は夙に調停斡旋の意を兩國に通して此の地方の平安ならんことを企圖したか、機未だ熟せずして事成らず、此の間偶々第三國の爲にする策

動も加はつて遂に兩國は干戈の間に相見ゆることとなり、時と共に戰火は四方に擴大して、遂に放任するを許さざる事態に至つたのである。

大東亞の安寧、靜謐は如何なる犠牲に於ても之を確保せんとする帝國にとり斯る事態の發展か一大痛恨事たりしは勿論であるか、夫と共に此の騷亂を利用して大東亞共榮圈確立の帝國の事業を妨害せんとする第三國の策動を帝國が絶對に默過し得ざる次第は敢て多言を要しない。帝國が本年一月二十日兩當事國に對し正式に調停申入れを行つた所以のもの亦實に此處に存する、幸ひ右は兩國政府の直に受諾する所となつたのである。

先づ紛争解決の第一歩として一月二十九日より西貢洋上帝國軍艦内に於て開かれた停戰會議は三日後の三十一日には早くも妥結に達し不取敢二週間の停戰をなすこと並に引續いて東京に於て和平會議を行ふこと等が決定された。

帝國政府は右決定に基いて直に東京に調停會議を招請し、佛タイ兩國は各々其の全權委員並に隨員を派遣し來つたか、右に帝國側調停委員を加ふれば參加人員四十名を突破する顔振れとなつた。

調停會議は二月七日第一回公式會議を以て幕を切つて落したか非公式會議を開くこと數次、個別會談を重ねること數十次其の間迂餘曲折少からず停戰協定期間も再度に亘り之を延長するの餘儀なきに至つた。事柄が領土の割讓と云ふ重大問題であるから無理からぬ次第である。斯くて會談開始以來二旬近くにして兩國主張の大綱を把握し得たので、帝國は公正妥當と思考する調停案を作製し、二十四日之を兩國に提示した。而して關係三國委員は之に基いて交渉を重ね會談深更に及ふこと屢々、時には曉に及ふことすらもあり、遂に旬餘を経て兩國は之に若干の修正を加へたるものを受諾するに至つたものである。

本調停案の受諾に依つて一步誤れは大事に至らんとした紛争も茲に解決を見るに至り、兩國間に和平親和の關係が回復せらるると共に帝國と兩國との共存共榮の強靱なる紐帶は一段と強化された次第である。夫れは大東亞の安寧靜謐牽いて世界平和への確固たる一礎石に外ならない。兩國の爲更に大にして世界人類の爲慶祝措く能はざる所以である。殊に日夜大東亞共榮圈確立に精進しつつある帝國としては東南アジア地域の靜謐安寧確保が其の第一要件なるにも鑑

み本調停成立か此の聖戰完成途上正に竿頭一步を進め得たことを深く欣快とするものである。

尙其の間第三國中には自家の陋劣なる心事を以て亂りに幻影を畫き我國を誣ゆるに名を調停に藉りて利を收めんとするものとなし調停成立を極力阻害せんと企てたるものありたるか此等の策謀は盡く雲煙霧消し、茲にさしもの難問題も芽出度く解決したのは我方の態度か公明正大であつたらである。

尙前記調停案に基く協定は引續き兩國全權委員の間に友好的態度竝に互讓の精神に依り最短期間内に終結を見るべく交渉の筈であるか帝國側としては之等接衝の進捗竝に將來の紛争再發防止の方策に關しても充分なる斡旋協力竝に責任を竭すことに吝ならざるものである。



706 昭和16年5月9日 調印

保障および政治的了解に関する日仏議定書

保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間
議定書

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ
東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ均シク希望シ

昭和十五年八月三十日往復セラレタル文書ニ依リ實現セラ
レタル合意ヲ成立セシムルニ至リタル平和的且友好的精神
ヲ想起シ且右精神ヲ堅持スルノ眞摯ナル希望ニ均シク促サ
レ

「フランス」國「タイ」國間ニ恢復セラレタル友好關係ノ
安定ヲ確保センコトヲ希望シ

左ノ通協定セリ

一 日本國政府ハ日本國政府ノ調停ノ結果千九百四十一年
五月九日ノ「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬
文書ニ具現セラレタル「フランス」國「タイ」國間紛争
ノ解決ガ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナルコトヲ
「フランス」國政府ニ對シテ保障ス

二 「フランス」國政府ハ前記日本國政府ノ保障ヲ受諾ス
「フランス」國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ日本
國佛領印度支那間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立及經濟的
緊密關係ノ増進ニ努ムベシ
尙「フランス」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對

抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ
豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ佛領印度支那ニ關シ第
三國ト締結スルノ意思ナキコトヲ宣言ス

三 本議定書ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月
以內ニ東京ニ於テ交換セラルベシ「フランス」國政府ハ
已ムヲ得ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ其ノ批准書ニ
代フルコトヲ得此ノ場合ニハ「フランス」國政府ハ成ル
ベク速ニ其ノ批准書ヲ日本國政府ニ送付スベシ
本議定書ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議
定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日東京ニ於
テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

松	岡	洋	右
松	宮	順	
シャルル、	アルセーヌ、	アンリ	
ル	ネ、	ロ	バ
			ン

編 注 本議定書は、昭和十六年七月五日に批准書交換。

昭和16年5月9日 調印

保障および政治的了解に関する日タイ議定書

付記 昭和十六年五月九日調印

仏タイ平和条約

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間

議定書

大日本帝國政府及「タイ」國政府ハ

東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ均シク希望シ

昭和十五年六月十二日ノ條約ヲ成立セシムルニ至リタル平

和的且友好的精神ヲ想起シ且右精神ヲ堅持スルノ眞摯ナル

希望ニ均シク促サレ

「タイ」國「フランス」國間ニ恢復セラレタル友好關係ノ

安定ヲ確保センコトヲ希望シ

左ノ通協定セリ

一 日本國政府ハ日本國政府ノ調停ノ結果千九百四十一年

五月九日ノ「タイ」國「フランス」國間平和條約及附屬

文書ニ具現セラレタル「タイ」國「フランス」國間紛爭

ノ解決ガ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナルコトヲ

「タイ」國政府ニ對シテ保障ス

二 「タイ」國政府ハ前記日本國政府ノ保障ヲ受諾ス「タ

イ」國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ日本國「タ

イ」國間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立及經濟の緊密關係

ノ増進ニ努ムベシ

尙「タイ」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗ス

ルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見

スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ第三國ト締結スルノ意思ナ

キコトヲ宣言ス

三 本議定書ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月

以內ニ東京ニ於テ交換セラルベシ

本議定書ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議

定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ佛曆二千四百八十四年五月九日東

京ニ於テ日本文及「タイ」文ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

松岡 洋右
松宮 順
ワンワイタイヤコーン

シ
ー、セ
ナ
ジェー、セー、シラバ、サーストラコム
ワニット、パーナナダ

編注 本議定書は、昭和十六年七月五日に批准書交換。

(付記)

「フランス」國「タイ」國間平和條約

「フランス」國主席及「タイ」國皇帝陛下ハ

佛領印度支那「タイ」國間國境ニ於テ發生セル武力紛争ヲ
最終的ニ解決スル爲ノ日本國政府ノ調停ヲ受諾シタルニ依
リ

佛領印度支那「タイ」國間國境ニ於ケル紛争ノ再發ヲ防遏
スル爲佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境ノ再調整ヲ行ヒ
且國境地帶ニ於ケル靜謐ノ維持方法ニ關シ兩國間ニ協定ス
ルノ肝要ナルヲ認メ

「フランス」國「タイ」國間ニ傳統的友好關係ヲ完全ニ恢
復センコトヲ希望シ

之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員

ヲ任命セリ

「フランス」國主席

日本國駐劄「フランス」國特命全權大使「シャルル、
アルセース、アンリー」

殖民地名譽總督「ルネ、ロバン」

「タイ」國皇帝陛下

內閣顧問兼外務省顧問「ワンワイタイヤコーン」殿
下

日本國駐劄「タイ」國特命全權公使「ピア、シー、
セナ」

「タイ」國參謀總長陸軍大佐「プラ、シラバ、サー
ストラコム」

貿易局長官「ナイ、ワニット、パーナナダ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナ
ルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

「フランス」國「タイ」國間ニ千九百三十七年十二月七日
ノ友好通商航海條約ノ基礎ニ於テ友好關係恢復セラル
依テ紛争ヨリ生ジタル一切ノ懸案ノ解決ノ爲成ルベク速ニ

「バンコック」ニ於テ直接外交交渉ヲ開始スベシ

第二條

佛領印度支那「タイ」國間國境ハ左ノ通再調整セラルベシ
北方ヨリ始マリ國境ハ佛領印度支那、「タイ」國及「ビルマ」ノ國境ノ接合點ヨリ發シ「メコン」河ニ沿ヒ同河ガ十五度ノ緯線ヲ切ル地點ニ至ル（印度支那測量部五十萬分ノ一地圖參照）

右部分ノ全部ニ於テ國境ハ主タル航路ノ中央線ヲ以テ構成セラルベシ但シ「コン」島ハ引續キ佛領印度支那ノ領域タルベク「コース」島ハ「タイ」國ニ歸屬スベキモノトス

國境ハ其レヨリ西方ニ向ヒ十五度ノ緯線ニ沿ヒ次デ南方ニ向ヒ「シエムレアプ」州ト「バツタンバン」州トノ現境界ガ「グラン、ラック」ニ終ル地點（スツン、コンボト）ノ河口）ヲ通過スル經線ニ沿フ

右部分ノ全部ニ於テ第四條ニ規定セラルル國境劃定委員會ハ必要アルニ於テハ將來ノ實際の困難ヲ能フ限り避クル様國境ヲ前記ノ線ニ隣接セル自然の境界線又ハ行政區劃ニ合致セシムルコトニ努ムベシ

「グラン、ラック」上ニ於テハ國境ハ「シエムレアプ」州ト「バツタンバン」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（スツン、コンボト）ノ河口）ト「バツタンバン」州ト「プルサト」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（スツン、ドントリ）ノ河口）トヲ結ブ半徑二十キロメートルノ圓弧ニ依リ構成セラルベシ

「グラン、ラック」ノ全部ニ於テ航行及漁業ハ兩締約國ノ國民ニ對シ自由タルベシ但シ岸ニ沿ヒテ設置セラレタル漁業用固定設備ヲ尊重スルコトヲ要ス右精神ニ基キ締約國ハ成ルベク速ニ「グラン、ラック」水域ノ警察、航行及漁業ニ關スル共同ノ規則ヲ作成スベキモノトス

「スツン、ドントリ」ノ河口ヨリ新國境ハ南西ノ方向ニ「バツタンバン」州ト「プルサト」州トノ現州境ニ沿ヒ右州境ト佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境トノ會合點（カオ、クウプ）ニ至リ其レヨリ國境ハ現國境ニ變更ヲ加フルコトナクシテ之ニ沿ヒ海ニ至ル

第三條

佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境ト第二條ニ定メラレタル新國境線トノ間ニ含マルル地域ハ本條約附屬議定書（附

屬書一)ニ規定セラルル態様ニ從ヒ撤退セラレ且引渡サルベシ

第四條

第二條ニ規定セラレタル佛領印度支那「タイ」國間ノ國境ノ劃定事業ハ右國境ノ陸上ノ部分ニ付テモ又河川上ノ部分ニ付テモ本條約ノ實施後一週間以內ニ構成セラレ且一年以內ニ事業ヲ完了スベキ國境劃定委員會ニ依リ爲サルベシ
右委員會ノ組織及運用ハ本條約附屬議定書(附屬書二)ニ於テ之ヲ定ム

第五條

割讓地域ハ左ノ條件ニ從ヒ「タイ」國ニ編入セラルベシ
一 右地域ハ其ノ全部ニ互リ非武裝地帶トス但シ從前佛領「ラオス」ノ一部ヲ成セル「メコン」河沿岸地域ヲ除ク
二 右地域ノ全部ニ於テ「フランス」國國民(市民、人民及保護民)ハ入國、居住、企業ニ付「タイ」國國民ニ許與セラルベキ所ト絕對ニ平等ノ待遇ヲ享有スベシ
「フランス」國國民ニ關シテハ利權、不動産賃借及認可ヨリ生ジタル既得ノ權利ニシテ千九百四十一年三月十一日ニ取得セラレ居ルモノハ割讓地域ノ全部ニ於テ尊重セ

ラルベキモノトス

三 「ルアン、プラバン」前面ノ「メコン」河右岸ニ於ケル王室陵ニ對シ「タイ」國政府ハ充分尊敬ノ意ヲ表シ其ノ保存及參拜ニ關シ「ルアン、プラバン」ノ王室及宮内官ニ對シ一切ノ便宜ヲ供與スベシ

第六條

前條一ニ依リ設置セラレタル非武裝地帶ニ付テハ本條約附屬議定書(附屬書三)ニ規定セラルル條件ニ從ヒ左ノ原則ヲ適用ス

一 非武裝地帶ニ於テハ「タイ」國ハ安寧及秩序ノ維持ニ必要ナル警察隊以外ノ武裝部隊ヲ維持スルコトヲ得ズ
尤モ「タイ」國ハ非常警察行動ノ必要トスル範圍ニ於テ其ノ警察隊ヲ一時的ニ增強スル權利ヲ留保ス同様ニ「タイ」國ハ隣接區劃ニ於ケル警察行動又ハ第三國ニ對スル軍事行動ノ要求スルコトアルベキ軍隊及資材ノ輸送ヲ非武裝地帶ヲ通過シ自國領域內ニ於テ行フ權能ヲ留保ス
最後ニ非武裝地帶內ニ於テ「タイ」國ハ武裝セザル軍用航空機ヲ常ニ駐屯セシムルコトヲ得ベシ

二 非武裝地帶內ニ於テハ要塞、軍用營造物、軍隊專用ノ

飛行場、武器、彈藥又ハ軍用器材ノ貯藏所ヲ存置スルコトヲ得ズ但シ武裝セザル軍用航空機ニ必要ナル通常ノ器材及燃料ノ貯藏所ハ此ノ限ニ在ラズ

警察隊ノ各種ノ營舎ハ其ノ安全ノ爲通常必要ナル防衛組織ヲ備フルコトヲ得ベシ

第七條

締約國ハ「メコン」河ガ佛領「ラオス」「タイ」國間ノ國境ヲ成ス部分ニ於ケル同河ノ兩側ニ現存スル非武裝地帶ヲ廢止スルコトニ合意ス

第八條

「タイ」國ニ割讓セラレタル地域ニ對スル主權ノ移轉ガ決定のト爲リタルトキ直ニ右地域ニ居住スル「フランス」國民ハ當然ニ「タイ」國國籍ヲ取得スベシ
尤モ主權ノ決定的移轉後一年以內ニ「フランス」國國民ハ「フランス」國ノ國籍ヲ選擇スル權能ヲ有スベシ
右選擇ハ左ノ方法ニ依リ行ハルベシ

一 「フランス」國市民ニ付テハ權限アル行政官憲ノ前ニテ行フ宣言ニ依ル

二 「フランス」國人民及保護民ニ付テハ「フランス」國

領域ヘノ住居ノ移轉ニ依ル

「タイ」國ハ右「フランス」國人民及保護民ノ撤退ニ對シ又ハ歸還スルコトアルベキトキハ之ニ對シ理由ノ如何ニ拘ラズ如何ナル妨碍ヲモ爲サザルベシ殊ニ右人民及保護民ハ出發前其ノ動產及不動產ヲ自由ニ處分スルコトヲ得ベシ右人民及保護民ハ其ノ一切ノ種類ノ動產、家畜、農產物、貨幣又ハ紙幣ヲ關稅ヲ免除セラレテ搬出シ又ハ搬出セシムル權能ヲ有スベシ如何ナル場合ニ於テモ右人民及保護民ハ「タイ」國ニ編入セラレタル地域ニ於テ其ノ不動產ノ所有權ヲ保有スルコトヲ得ベシ

第九條

「フランス」國及「タイ」國ハ「タイ」國ノ「フランス」國ヘノ六百萬印度支那「ピアストル」ノ額ノ支拂ニ依リ第二條ニ規定セララル地域ノ移轉ヨリ生ズル國家間ノ一切ノ財政上ノ主張ヲ決定的ニ拋棄スルコトニ合意ス右額ノ支拂ハ本條約實施ヨリ六年ニ互リ等分ニ分タルベシ

前項ノ適用ヲ確保スル爲竝ニ本條約ノ目的ヲ成ス地域ノ割讓ノ結果生ジ得ベキ通貨及有價證券移轉ニ關スル一切ノ問題ヲ解決スル爲佛領印度支那及「タイ」國ノ權限アル官憲

ハ成ルベク速ニ商議ヲ開始スベシ

第十條

本條約ノ規定ノ解釋又ハ其ノ適用ニ關シ兩締約國間ニ發生スルコトアルベキ一切ノ紛争ハ外交手段ニ依リ友好的ニ解決セラルベシ

右ノ方法ニ依リ解決スルコト能ハザルトキハ紛争ハ日本國政府ノ調停ニ付託セラルベシ

第十一條

「フランス」國「タイ」國間ニ存スル條約及協定ノ規定ニシテ本條約ノ規定ト牴觸セザルモノハ引續キ有效トス

第十二條

本條約ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日より二月以内ニ東京ニ於テ交換セラルベシ「フランス」國政府ハ已ムヲ得ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ批准書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニハ「フランス」國政府ハ成ルベク速ニ批准書ヲ「タイ」國政府ニ送付スベシ

本條約ハ批准書交換ノ日より實施セラルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二

千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

シャルル、アルセース、アンリー
ルネ、ロバン
ワンワイタイヤコーン
シー、セナ
ジェー、セー、シラバ、サーストラコム
ワニット、パーナナンド

708 昭和16年5月9日 調印

国境画定委員會の構成および運用に関する議
定書

國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

大日本帝國政府、「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ「フランス」國「タイ」國間平和條約第四條ニ規定セラルル國境劃定委員會ニ關シ左ノ通協定ス

一 構成

三國政府ハ各五名ノ委員及五名ノ補助委員ヲ任命スベシ

各締約國ノ委員ハ其ノ必要ト認ムル専門家及書記ヲ帶同スルコトヲ得ベシ

委員故障アル場合補助委員ハ委員ノ職ヲ代行スルコトヲ得ベシ

委員會ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スベシ

二 權限

委員會ハ條約第四條ニ規定セラルル如ク陸上及河川上ノ國境ヲ實地ニ付劃定スベシ

委員會ハ右國境ノ地圖ヲ作成シ所要ノ地點ニ於ケル境界標識ノ建設ニ當ルベシ

三 運用

「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ委員ニ對シ其ノ任務ノ遂行上必要ナル一切ノ便宜ヲ供與スベシ

委員ノ給與及旅費ハ派遣國政府ニ於テ之ヲ負擔ス

委員會ノ事業費ハ「フランス」國政府及「タイ」國政府ニ於テ折半シテ之ヲ負擔ス

委員會ハ其ノ運用ニ關スル内部規則ヲ作成スルコトヲ得ルモノトス

本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ日本國ニ付テハ本議定書ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

松 岡 洋 右

松 宮 順

シャルル、アルセース、アンリール、ネ、ロ、バン

ワンワイタイヤコーン

シ、セ、ナ

ジェー、セー、シラパ、サーストラコム

ワニット、パーナナンダ

編 注

~~~~~ 本議定書は、昭和十六年七月五日に批准書交換。 ~~~~~

709

昭和16年5月9日 調印

非武装地帯に関する規定の履行に関する議定書

非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書

大日本帝國政府、「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ「フランス」國「タイ」國間平和條約第五條及第六條ニ定メラルル非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關シ左ノ通協定ス

一 條約第四條ニ依リ設置セラルル國境劃定委員會ハ其ノ運用ノ全期間ニ互リ條約第五條一及第六條所定ノ規定ノ履行ヲ監視スルノ任務ヲ有スベシ

右委員會ハ左ノ目的ヲ有スル規定ヲ「タイ」國政府ノ承認ニ付スベシ

イ 非武装地帯内ニ在ル「タイ」國ノ警察隊ノ性質、員數及裝備ヲ決定スルコト

ロ 「タイ」國ガ第六條一第二項ニ依リ許與セラレタル權能ヲ行使シ得ベキ條件ヲ決定スルコト

ハ 最後ニ非武装地帯内ニ於ケル航空ノ特殊制度ヲ決定スルコト

右ノ外委員會ハ所定ノ規定ノ履行ヲ確保スル爲必要ト認ムル一切ノ措置ヲ關係兩國政府ニ對シ提議スルコトヲ得ベシ

二 國境劃定委員會ガ解消シタルトキヨリ前記權限ハ必要ノ場合各締約國ノ三名宛ノ委員ヲ以テ構成セラレ且關係國政府ノ一ノ要求ニ基キ開催セラルベキ混合委員會ニ依リ行ハルベシ

右委員會ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スベシ

本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ日本國ニ付テハ本議定書ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

松 岡 洋 右

松 宮 順

シャルル、アルセーヌ、アンリ  
ルネ、ロバン  
ワンワイタイヤコーン  
シー、セナ  
ジェー、セー、シラパ、サーストラコム  
ワニット、パーナナンダ

編 注 本議定書は、昭和十六年七月五日に批准書交換。

710 昭和16年5月29日 松岡外務大臣より  
在仏国加藤(外松)大使宛(電報)

仏タイ調停関係諸条約および日仏印経済協定  
の仏側批准を督促方訓令

本省 5月29日後8時発

第二〇六號

佛「タイ」調停關係條約ハ二ヶ月以内ニ批准書交換(佛ノ  
爲批准電報通報ノ便法ヲ認ム)ノ規定ヲ有シ佛印經濟關係  
條約ニ付テハ佛ノ爲批准通報ノ便法ヲ認ムル外兩國政府ニ

於テ二ヶ月以内ニ批准書ノ交換ヲ爲シ得ル様必要ノ措置ヲ  
執ルヘキ旨議事録ニ留メアリ仍テ我方ニテハ大體六月二十  
五日頃迄ニ何時ニテモ御批准ヲ仰キ得ル様取運フ豫定ヲ以  
テ既ニ批准奏請ノ手續ヲ執リ居レル處「タイ」側ニテハ六  
月九日條約ヲ議會ニ付議シ二十日頃迄ニ批准ヲ完了スル見  
込ナル旨申シ居レリ就テハ佛側ニ於テモ之ニ調子ヲ合セ六  
月中ニハ批准書交換ノ手續ヲ完了シ得ル様兩條約ノ批准手  
續ヲ取進ムル様適當ノ機會ニ佛側ニ要望シ置カレタシ

711 昭和16年7月3日

仏タイ調停關係諸条約および日仏印経済協定  
に関する枢密院本會議議事經過概要

佛「タイ」調停會議關係諸條約及日佛印經濟協定  
樞密院本會議議事經過概要

日時 昭和十六年七月三日午後一時半

政府側出席者 松岡外務大臣、水野通商局長、松本條約

局長、齋藤南洋局長

豊田商工大臣、石黒貿易局長官

河田大藏大臣、松隈主税局長、原口爲替局長

井野農林大臣、三浦次官、湯川食糧管理局長官

村瀬法制局長官、森山部長

先ニ宮内省關係一件アリ午後一時五十分ヨリ本件審議ニ入ル。

一、先ヅ佛「タイ」調停會議關係諸條約ニ關スル審査委員長ノ報告アリ松岡外務大臣發言ヲ求ム。

松岡外務大臣

本案件ハ客月十八日ノ本院本會議ニ附議セラレタルガ時  
間ノ都合ニテ延期セラレタル處其ノ後佛側ニ於テ批准ヲ  
躊躇スルニ非ズヤトノ疑念ヲ生ジタルヲ以テ暫ク様子ヲ  
見ル爲本院ノ審議ノ延期ヲ求メタルモ數日前佛側ヨリ本  
月早々批准書交換ヲ行ヒタキ旨申出デ來リタルニ依リ本  
日御審議ヲ才願ヒスルコトトシタル次第ナリ。

石井顧問官

本官ハ審査委員長トシテ只今報告ヲ爲シタルガ茲ニ自分

一個ノ意見ヲ述ベタシ。曩ニ日「ソ」中立條約審議ニ際  
シテ本官ハ該條約ハ帝國外交ノ勝利ナリト申シタルガ其  
ノ理由ハ該條約ノ成立ニ依リ英米ノ「ソ」聯ニ對スル抱  
込策ヲ失敗ニ歸セシメタル爲ナリシモ本案件モ同様ノ意  
味ニ於テ帝國外交ノ勝利ナリ言ヒ得ベシ。<sup>(トキ)</sup>殊ニ平和條約  
第十條ニハ我國ガ將來永ク調停者ノ地位ヲ保持スルコト  
トナリ居リ從テ我國ガ東亞共榮圈ノ安定者トシテノ地位  
ヲ確保シタルモノト認メラル。右ハ我國ガ該地方ニ一州  
一郡ヲ獲得シタリトスルモ永ク怨ヲ殘スコトトナルニ比  
スレバ所謂皇道外交ノ眞髓ヲ發揮シタルモノナリ。

清水顧問官

「タイ」國ハ近ク國民政府ヲ承認スル模様ナリヤ

松岡外務大臣

右ニ關シテハ確タルコトハ申上ゲ兼ヌ。政府トシテハ極  
力努力スル積リナルガ何分ニモ「タイ」國ニ於ケル英國  
ノ勢力未ダ極メテ強力ナルヲ以テ余リ急グコトハ却テ面  
白カラザル結果ヲ生ズルコトトナルベシ。

清水顧問官

今回ノ獨「ソ」開戰ニ依リテ獨「ソ」不可侵條約ハ何レ

ノ側力之ヲ破リタルモノト政府ハ考ヘ居ラルルヤ。之ハ將來獨逸ニ對スル關係ヲ考フル上ニ於テ重要ナル問題ナルヲ以テ伺フ次第ナリ。

#### 松岡外務大臣

只今ノ御質問ニハ正直ナ所答ヘニ窮ス。獨逸ハ二年前ニ對英戰爭ノ必要ニ迫ラレ其ノ際英國ガ「ソ」聯ヲ抱込ム惧アリタルヲ以テ急遽一時ノ權道トシテ「ソ」聯ト不可侵條約ヲ締結セリ。故ニ「ヒットラー」ハ機會アラバ「ボルシェヴィズム」ノ打倒ト廣大ナル地域ヲ有スル「ソ」聯ノ打倒トヲ考ヘ居タリ。右ハ「ソ」聯ニ於テモ承知シ居タルナルベシ。

#### 深井顧問官

石井顧問官ノ所見ニ對シテハ本官モ大体同感ナルモ茲ニ顧ルベキ反面アリ。即チ本件ハ帝國外交ノ勝利ナルモ一部第三國ヨリハ我侵略行爲ノ一進展ナリト見ラレ居ルコトナリ。曩ニ近衛總理モ佛印側力我威力ニ恐怖ヲ感ジテ客年八月三十日ノ取極ヲ爲シタリトノ趣旨ヲ述ベラレタリト記憶スル處我國ガ眞ニ東亞ニ於テ指導力ヲ持ツ爲ニハ民心ヲ把握スルヲ要ス。此ノ點ニ關シテハ日華基本條

約審議ノ際ニモ各顧問官ヨリ力説サレタル所ニシテ佛印「タイ」ニ對シテモ同様ノ心掛ガ必要ナリ。

二次デ日佛印經濟協定ニ關スル審査委員長報告アリ左ノ通質疑應答アリタリ。

#### 石井顧問官

本官ハ本案ニ反對スルモノニ非ザルモ之ニ對シ絕對贊成スルコトハ外務大臣ノ満足ナル答辯ナキ限り不可能ナリ。客年八月三十日ノ所謂松岡「アンリー」協定ニ於テ佛國ハ東亞ニ於ケル帝國ノ政治的經濟的優越性ヲ認メタリ。殊ニ經濟ニ付テハ如何ナル第三國人ヨリ優越スル地位ヲ與フルコトヲ承認シ居レリ。本官ハ曾テ米國ニ特派セラレ「ランシング」國務卿ト支那問題ニ付或種ノ了解ニ到達シタルコトアル處其ノ際本官ハ我國ノ支那ニ於ケル「ブレドミナント」ノ利益ヲ有スルコトヲ認メシメントシテ凡ユル努力ヲ試ミタルモ遂ニ「ランシング」ハ素ヨリ「ウイルソン」大統領ノ同意ヲモ得ルコト能ハズ單ニ「スペシアル、インタレスト」ヲ有スルコトヲ認メシメタルニ止リタルコトアリ。然ルニ佛印ニ關シテハ「ブレドミナント」ノ地位ヲ認メラレ居ルヲ以テ斯ル虎ノ巻ヲ

有スル以上ハ我國ハ非常ナル利益ヲ得ラルルモノト期待シ居リタリ。然ルニ今回成立セル條約ヲ覽ルニ大体相互のモノトナリ居リ且最惠國待遇ヲ享有スルニ過ギズ。唯醫師二名產婆二名トイフ如キ些細ナル點ニ於テ多少第三國人ヨリ有利ナル待遇ヲ與ヘラルルコトナリ居ルニ過ギズ頗ル意外ノ感ニ打タレタリ。之ニ關シテハ何等カ隱レタルモノガ存在スルニ非ズヤ。

# 松岡外務大臣

御感想ハ本大臣ニ於テモ同感ナルモ貴顧問官ノ言ハルル程本協定ノ内容ガ貧弱ナルモノトハ思考セズ。客年八月三十日ノ交換文書ハ我國ノ政治的經濟的優越性ヲ認メタルモノニシテ其ノ結果軍ノ進駐ヲ容認セシメタルガ之ガ最大ノ收穫ナリ。經濟問題ニ付テハ佛本國民ト同等ノ待遇ヲ主張シタルモ一体殖民地ニ於テ外國人ニ對シ本國民ト同一待遇ヲ與ヘヨト言フハ無理ナル注文ニシテ又其ノ前例モ殆ドナシト思ハル。一方軍ノ進駐ヲ極度ニ急ギタル爲第三國ヨリモ優越セル經濟的地位トイフコトニテ満足シタルナリ。而シテ實際ニ經濟交渉ニ入りテ本大臣ハ先ヅ我國ニトリ最モ緊要ナル米ノ問題ニ重キヲ置キタル

處佛側ニ於テハ我方要求ノ殆ド全部ヲ迅速ニ聽入レタルヲ以テ本大臣ハ爾餘ノ經濟問題ニ付テハ敗殘ノ佛國ヲ餘リイヂメルベカラズ十ノモノハ五ニテ我慢セヨト言置キテ「ヨーロッパ」ヘ旅立チタリ。之ハ何故カト申ス二本大臣ノ抱懷スル外交ノ根本理念ハ何トカシテ我國ノ國際信義ニ對スル信用ヲ取戻スコトニアリタルヲ以テナリ。然ルニ旅行ヨリ歸レバ本協定ガ成立シ居タルガ其ノ結果ハ我方要求ノ八若ハ七ヲ取り居リ實ハ部下ニ對シテ餘り取り過ギタリト小言ヲ申シ又佛側「ロバン」全權ニ對シテモ甚ダ無理ヲ言ヒテ濟マナカツタト謝リタル位ナリ。一例ヲ舉グレバ商社ノ問題ノ如キモ我方ニ對シ相當ノ讓歩ヲ爲シ居ルモノニシテ有能ナル日本商社ノ活動次第ニテハ佛印商社ハ全滅ニ瀕スルガ如キ重大ナル讓歩ヲ承諾シ居レリ。又本協定ニ依リ獲得シタルモノヲ具体化スルガ爲ニ今後二十年、三十年ヲ要シ此ノ際慾張ツテ取りテモ單ニ紙上ノ利益ニ殘ル處アリ。

# 石井顧問官

外務大臣ノ御答辯ハ本官ノ頗ル意外トスル所ナリ。本官ハ寧口遠慮ガ過ギタルモノト思ヒ居レリ。米ノ如キモ剩

餘米ヲ我方ニ賣ルモノナルヲ以テ我國トシテハ特ニ有難  
ガル必要ナカラン。又生「ゴム」ノ如キニ至リテハ獨逸  
ガ二萬五千トンナルニ我國ハ一萬五千トンヲ得タルニ過  
ギズ。本官ハ獨逸ガ取りタルハ惡シトハ思ハザルモ我國  
ガ一萬五千トンニテ満足シタルハ第三國ヨリ不利ナル待  
遇ヲ受ケタルモノナリ。又鑛山、森林等ノ開發ニシテモ  
現實ニ其ノ權利ヲ得タルモノニ非ズシテコレヨリ合辦會  
社ヲ設立スレバ爲シ得ルトイフ不満足ナルモノナリ。將  
來ハ一層努力サレンコトヲ希望ス。

松岡外務大臣

御前ナルヲ以テ之以上議論ハ差控フルモ貴顧問官ノ才考  
ニハ根本的ナル誤解アル如ク見受ケラル。遺憾乍ラ本大  
臣ハ貴顧問官トハ見解ヲ異ニシ居レリ。

午後四時終了